

令和5年第3回由利本荘市議会定例会（9月）会議録

令和5年9月6日（水曜日）

議事日程第2号

令和5年9月6日（水曜日）午前9時30分開議

第1. 一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者	4番	佐々木	隆一	議員
	1番	阿部	十全	議員
	6番	松本	学	議員
	12番	堀井	新太郎	議員

本日の会議に付した事件

議事日程第2号のとおり

出席議員（21人）

1番	阿部	十全	2番	小川	幾代	3番	佐藤	正人
4番	佐々木	隆一	5番	大友	孝徳	6番	松本	学
7番	佐藤	義之	8番	佐藤	健司	9番	小松	浩一
10番	泉谷	赳馬	11番	甫	仮貴子	12番	堀井	新太郎
14番	三浦	晃	15番	正木	修一	16番	吉田	朋子
17番	高橋	信雄	18番	長沼	久利	19番	高橋	和子
20番	渡部	聖一	21番	三浦	秀雄	22番	伊藤	順男

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	湊	貴信	副市長	佐々木	司
副市長	三森	隆	教育長	秋山	正毅
企業管理者	三浦	守	総務部長	小川	裕之
企画振興部長	阿部	徹	市民生活部長	熊谷	信幸
健康福祉部長	小松	等	産業振興部長	齋藤	喜紀
観光文化スポーツ部長	高橋	重保	建設部長	五十嵐	保
教育次長	木内	卓朗	消防長	佐藤	英樹
総務部危機管理監	渡部	友善	行政改革推進課長	小番	正明
総合政策課長	松坂	真	地域づくり推進課長	佐藤	昌司
市民課長	渡部	淳一	健康づくり課長	佐藤	尚子
こども未来課長兼こどもプラザ館長	渡部	直子	長寿生きがい課長	真坂	輝仁
地域包括支援センター長	木内	華奈	農業振興課長	伊藤	康
エネルギー政策課長	渡辺	幸弘	観光振興課長	佐藤	徳和

文化・スポーツ課長	長谷川 潤 一	建設管理課長	東海林 健 悟
建築住宅課長	豊 嶋 昌 則	教育総務課長	三 浦 雄一郎
学校教育課長	倉 田 和 人		

---

議会事務局職員出席者

局	長	鎌 田 直 人	次	長	齋 藤 剛
書	記	村 上 大 輔	書	記	松 山 直 也
書	記	高 野 周 平			

---

午前 9時30分 開 議

○議長（伊藤順男） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員は、21名であります。出席議員は定足数に達しております。

---

○議長（伊藤順男） それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

---

○議長（伊藤順男） 日程第1、これより、一般質問を行います。

なお、再質問の際は、項目番号、項目名を明確に告げ、簡潔な発言に努めるようお願いいたします。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

初めに、4番佐々木隆一さんの発言を許します。4番佐々木隆一さん。

**【4番（佐々木隆一議員）登壇】**

○4番（佐々木隆一） おはようございます。日本共産党の佐々木隆一であります。

情勢について述べます。

沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設をめぐり、県の上告を棄却した最高裁の判断がありました。歴代自民党政権による県民の民意も地方自治も無視した基地の押しつけを容認する、極めて不当で重大な判決です。政府が沖縄県の不承認処分に対し、国民の権利救済を目的とする行政不服審査制度を濫用し、県の判断を取り消しました。

このようなやり方は、国が私人になりすますものだとして、多くの行政法関係者からも批判が上がっています。今回の最高裁判決は、こうした国のやり方に対しお墨つきを与えるもので、まさに最高裁も国家権力に屈したものであります。県民は三度の知事選、一連の選挙、県民投票などで新基地建設反対の民意を明確に示してきたにもかかわらず、政府は民意を踏みにじってきたのです。岸田政権は、県民の民意を正面から受け止め、普天間基地の運用停止、閉鎖・撤去に取り組み、辺野古新基地建設はきっぱりと断念すべきであります。私も何度か沖縄の普天間基地、名護市辺野古沖の埋立ての新基地の現状を見てきた一人として、日本の民主主義が機能していない現状に憂慮しています。

質問です。1、マイナンバーカード、保険証存続が唯一の解決策。

岸田首相が8月4日、来年、2024年秋に健康保険証を廃止する方針に変わりがないこ

とを表明しました。マイナンバーカードのトラブルの多発を受けて、不安を払拭するということでしたが、廃止の撤回を求める国民の声に逆らう姿勢に終始しました。マイナ保険証を持たない人全員に資格確認書を交付して対応するとしていますが、取り繕おうとしても迷走を重ねるだけです。マイナカードに誤ったひもづけが相次いでいることについて、首相はおわびしましたが、その後述べたのは、あくまでもマイナカードを国民全員に持たせる方針です。保険診療に支障を来しているから、世論調査で7割超が保険証廃止の撤回・延期を求めているのではないのでしょうか。医療機関の窓口で保険資格を確認できなかつたり、医療費の負担割合が間違っていたりすることがこの間絶えません。

今後、保険証、運転免許証など、あらゆる資格証明書として利用を可能とする方針ですが、現在の交付枚数、交付率、全国順位はどのようになっていますか。市民から返納に関連する相談などありませんか。カードリーダーの市内の医療機関、薬局での普及率はどの程度でしょうか。

マイナ保険証を持たない保険資格者全てに本人の申請なしで資格確認書を送り、有効期間を最長5年に延ばす方針ですが、新たな混乱を生むだけでしょう。必要となる資格確認書は数千万枚と見られていますが、有効期限ごとに更新が必要であり、業務を担う保険組合や自治体の負担は膨大になるのではありませんか。本市では何枚になると想定されますか。

視覚・知的・重度などの障害者は、マイナ保険証の端末を使うことができないので苦慮しています。介護施設、高齢者施設などは、多くの個人情報が入ったマイナ保険証は、施設の管理能力や責任が問われ、負担も大きくなり、そもそも施設側が預かれるものかと疑問視していますが、このような場合はどうなるのでしょうか。バリアフリーの取組からも遅れています。従来の紙ベースの保険証の存続が唯一の解決ではないのですか。答弁を求めます。

## 2、最低賃金、大幅な引上げを。

物価高騰が止まらない中で、最低賃金の引上げは低めで深刻です。厚労省は、今年の全国の最低賃金の引上げ額が出た結果、全国平均は時給で43円増の1,004円になると発表しました。国が示した引上げの目安額に対し、上乘せした地方が続出し、目安額を上回りました。秋田県はほぼ最低ランクの897円です。

地域間格差も大きな問題となっています。東京都が1,113円に対して、秋田県は897円と2割ほどの差がついていますが、生計費調査によりますと、最低生計費は全国でほとんど差がありません。不合理な地域差を改めないことは大きな問題です。

時給1,113円は全く不十分で、月150時間のフルタイム並みに働いても年収180万円とワーキングプアの水準で、しかも1,000円超は8都府県だけであり、これでは国民全体の暮らしの底上げにはつながりません。都市は住居費が高いものの、地方は車の所有が多く、維持費などがかかります。

地方の最賃が相対的に低いままでは、労働者が離れ、地方の経済は力を失い、過疎化がますます進行してしまいます。地方の振興のためにも、全国どこでも時給1,500円の最賃にすべきでしょう。

最賃の引上げには、中小企業への支援が不可欠です。大企業はこの10年間、コロナ禍

の中でさえ513兆円もの内部留保をため込んでいます。その僅か10%に時限的課税を行えば総額10兆円の財源が生まれ、中小企業支援を抜本的に強化できます。大企業と中小企業の富の分配を見直す仕組みをつくることは、日本共産党や識者が指摘しているところでもあります。最賃の引上げは、労働者全体の賃金水準の引上げになり、コロナ禍で落ち込んだ経済の回復に大きく貢献します。

県内市町村職員の会計年度任用職員、非正規職員の事務補助の平均は幾らでしょうか。本市は幾らの引上げになりますか。引上げ後は幾らでしょうか。本市は県内で何番目でしょうか。これは関連でお尋ねするわけですが、ラスパイレス指数は幾らで、本市は県内で何番目ですか。最賃の引上げに対し、市長の見解を求めます。

### 3、認知症基本法が成立、共生社会へ向けて。

認知症基本法が成立しました。認知症の人たちが尊厳を保持し、希望を持って暮らせるように様々な施策を進め、共生社会の実現を目指すことになり、高齢化社会の中、誰もが認知症になる可能性があります。

厚労省の推計によりますと、65歳以上の認知症高齢者は2020年時点で約600万人、団塊の世代が全て75歳以上になる2025年には、高齢者の約2割、700万人に達すると見られています。認知症の行方不明者は増え続け、昨年は1万8,000人余り、過去最多になっており、統計を取り始めた2012年のおよそ2倍となっています。さらに、行方不明者のうち491人が死亡しています。現状は深刻であり、社会全体で変えなければならぬと専門家は指摘しており、声かけなどのサポートとともに、行政が取組を強める必要性を訴えているのです。

全ての認知症の人が自らの意思で日常生活や社会生活を営める、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会を確保する、そのような理念を掲げて「共生社会の実現を推進する」との文言がつけられた法律であり、当事者は、「認知症への差別や偏見が低減し、認知症の人ではなく、一人の人として関わることが当たり前になる社会を願う」、「国を挙げて取り組む」と岸田首相は言いますが、そうであるならば、軍備増強に血道を上げているときかと、批判的な声が上がっています。

認知症の人たちへの良質で適切な保険医療サービスが切れ目なく提供されることや、家族をはじめ、支援者への支援が適切に行われることなども基本理念に盛り込みました。国や地方自治体の施策の一層の拡充が不可欠です。家族や支援者が抱え込まず、社会全体で支え、取組を進める上で、行政の役割はますます重要となってくるでしょう。

本市では、65歳以上の認知症高齢者は何人と推計されますか。65歳未満の若年性認知症は何人ですか。行方不明など、市当局に相談に来た例などありますか。今後ますます増えていくだろうと思われませんが、デイサービス、グループホーム、特別養護老人ホームなどの待機者は多いようですが、実情はどのようになっていますか。答弁を求めます。

### 4、県、二次医療圏再編による市民への影響は。

一般的な入院治療を中心とするサービスを提供できる圏域として県が設定する二次医療圏が、現行の8から3に再編されることが決まりました。これを受けて県は、策定中の2024年度から2029年度までの次期医療計画に反映する方針です。

県では、今後、圏域内の医療機関の役割分担と連携について協議し、県民の不安な気

持ちに耳を傾けるとともに、丁寧に説明し、理解を図っていくとしています。しかし、これで本当に過疎化・高齢化が進む中で暮らす県民・地域住民が、住み慣れた地域で安心して医療を受け続けることができるのかといった疑問の声も少なくないのです。本来であれば、必要な地域に必要な医療圏を残していくべきだろうと考えるものです。

国は、地域医療構想の名の下で、自治体に病床削減を迫ってきた経緯があります。今後も、2025年度までに病床を17万床減らすのが政府の計画であり、秋田県を含めた29県で3割超、41道県で2割超の病床が削減されます。

日本は、人口当たりの医師数が世界でも低水準にとどまるなど、もともと医療提供体制が不足している中で、そのもろさが一気に出たのが新型コロナ危機でした。急性期病床が受皿となりましたが、各地で人員不足と病床体制の逼迫が起こり、医療崩壊を招く事態となったのであります。

ところが、政権与党は、コロナで問題となったのは医療資源の分散だったと強弁し、病床の統合・再編が必要だとし、病床を減らした医療機関にあらうことか消費税収を財源に補助金を出す仕組みまで整備して、削減の計画にしがみついています。

県の二次医療圏構想も、これらの一環なのではないでしょうか。とりわけ、地域医療を守ってきた開業医が高齢となってきており、廃業となると、地域の医療はますます深刻化するのではありませんか。市としては、地域の声をよく聴き、県などの関係機関に地域医療を守るべく声を上げていただきたいと思います。あわせて、この医療再編についての見解を求めます。

5、農政審、中間取りまとめの見解は。

食料・農業・農村基本法の見直し議論を行ってきた食料・農業・農村政策審議会の部会が出した中間取りまとめは、食料・農業の危機打開を求める国民の要求に背を向けて亡国の農政を進めてきた政策の羅列をするものとなりました。

中間取りまとめは、基幹的農業従事者の減少、従事者の高齢化など、農業の現状、今後20年の課題などを政策項目ごとに並べていますが、現在の事態を招いた原因の究明も分析もありません。

一番の問題は、1990年代以降進められてきた際限のない農産物輸入自由化ですが、1995年に世界貿易機関、WTOが農業協定を発効して以降、オーストラリアやヨーロッパの経済連携協定、EPA、環太平洋連携協定、TPPなど、2020年発効の日米貿易協定などで農産物自由化が進められてきました。

政府は、4次にわたる基本計画で食料自給率の目標をかつては50%、現在の計画では45%を掲げていましたが、一度も達成していません。38%台であります。国民の食料の3分の2が輸入に頼っている状況であります。自給率向上が不可欠にもかかわらず、そこへの言及がありません。現行基本法の下では、市場をゆがめる農業構造の改善を妨げるなどとして、農産物価格を市場任せにしてきたのです。

農家の生活、経営、国民の食を守るには、欧州や米国で当たり前のように行われている価格保障、所得補償の充実に踏み出し、経営規模で区別することなく、農業を続けた人が続けられる政策が必要なのではないのでしょうか。

政府は、来年の通常国会に基本法改定案を提出する予定です。食料自給率の向上に向けて、農家の経営を支える支援の拡充による増産、大規模化一辺倒から、地域の生態系

を生かしたアグロエコロジーへの転換が求められます。

農政審、中間取りまとめについて、市長はどのように認識していますか。見解を求めます。

6、男女のトイレ格差、本市の実態は。

公共施設のトイレの面積は男女で同じところが多数であり、そのために全て個室である女性の便器数は少なめに設置されているのが一般的であります。日本のトイレの多くは、空気調和・衛生工学会の基準で設置されており、同基準は、利用者の人数が男女同じなら、男性の小便器と個室の合計数と女性の個室数はほぼ1対1でいいとしています。

しかし、中日本高速道路の調査では、トイレにかかる時間は女性が男性の2.5倍であり、今の基準は、女性の待ち時間は男性より長くて構わないというのに等しいものであります。同社は、待ち時間が男女とも2分未満になるように計算し、女性用個室を2倍以上に増やしました。山口県萩市は、公共施設について、女性用個室は男性用小便器の2倍という基準を設けました。民間や地方の努力を促進するために、政府としてトイレの男女比に基準となる考え方を示すことが求められているのではないのでしょうか。イギリスの王立公衆衛生協会は、便器数の男女比は1対2が適切だとする報告書を出しています。

本市でも、カダーレやナイスアリーナなどで大規模なイベントの際は、女性用トイレに行列ができることがあります。市長部局、教育委員会で管轄する男女のトイレ格差の実態はどのようになっていますか。トイレの男女格差は、日本が男性中心の社会から脱却できていないことの反映です。

日本の女性を取り巻く困難の背景には、制度上は男女平等でも、現実には根深いジェンダー不平等があります。文化が変容し続ける限り、ジェンダーもまた変容し続けます。私たちはこのことを肝に銘じておく必要があるのではないのでしょうか。答弁を求めます。

【4番（佐々木隆一議員）質問席へ】

○議長（伊藤順男） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。それでは、佐々木隆一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、マイナンバーカード、保険証存続が唯一の解決策について、お答えいたします。

本市の令和5年7月末におけるマイナンバーカードの交付枚数は5万5,312枚、交付率は76.0%で、全国での順位は1,741団体中381位となっております。

また、制度への不信感などによりカードを自主返納した件数については、令和4年度に5件、令和5年度の8月までに5件となっております。

次に、市内の医療機関や薬局におけるカードリーダーの普及率につきましては、令和5年の8月時点で、114のうち103が導入しており、90.35%となっております。

次に、資格確認書についてであります。7月末時点の保険証利用登録者数から想定すると、国民健康保険が5,000枚で被保険者数の34%、後期高齢者医療保険が7,300枚で

50%と見込んでおります。

また、介護施設などでのカードの管理につきましては、国において暗証番号を不要にするなどの検討をしているところですので、今後も動向を注視してまいります。

市といたしましては、マイナンバーカードの保険証利用については、移行期間や有効期限の更新時に業務の負担が伴うことも認識しておりますが、利用者や医療機関の利便性向上につながることでありますので、積極的に対応してまいります。

次に、2、最低賃金、大幅な引上げをについて、お答えいたします。

会計年度任用職員の給料については、市の正職員の給料表を適用しており、その給料表は、例年10月に行われる秋田県人事委員会の勧告を基に必要な改定を行っております。

この勧告につきましては、最低賃金を直接反映させたものではなく、国の人事院勧告の内容に加え、民間企業の給与実態や職員団体等の意見を総合的に勧告して決定されております。

そうした中で、本市会計年度任用職員の事務補助の給料額は、時間単価にして904円となっており、県内25市町村のうち、順位としては2番目となり、本市を含めた22市町村で同額となっているほか、県内自治体の平均額は901円となっております。

また、国家公務員と市職員の給料を比較したラスパイレス指数につきましては、令和4年度が96.6で、横手市と並んで県内13市のうちの7番目、県全体では9番目となっており、こうした他市町村との比較という観点からも、相対的におおむね適正な賃金水準が確保されているものと考えております。

次に、3、認知症基本法が成立、共生社会へ向けてについて、お答えいたします。

厚生労働省の将来推計を市に当てはめると、2025年には、65歳以上の約20%に相当する5,700人が認知症を発症すると推計されますが、要介護認定における調査項目である認知症高齢者の日常生活自立度で、軽度を含め、認知症の症状があると判定された方は7月末現在で3,528人であります。

18歳から64歳までの若年性認知症は、日本医療研究開発機構の推計値では、18歳から64歳の人口10万人当たり50.9人が発症するとされており、これを市に当てはめると約18人と推計されます。

また、これまで行方不明などにより直接相談を受けた事例はありませんが、認知症高齢者と思われる行方不明者の発見や捜索の際の警察署からの問合せに対しましては、情報提供するなど、密接な連携を図っております。

なお、待機者につきましては、市内のデイサービスを提供する施設では、7月の平均利用率が約62%であることから随時受入れが可能となっており、市内のグループホームでは7月末現在で4名分の空室があります。

また、特別養護老人ホームでは、昨年4月1日現在で県が集計しました入所待機者数は、本市では302人となっております。

市といたしましては、認知症の方が尊厳を持ち、社会の一員として自分らしく生きられる共生社会の実現を推進するために、認知症施策の一層の充実に取り組んでまいります。

次に、4、県、二次医療圏再編による市民への影響はについて、お答えいたします。

県では、次期医療計画において本県医療を取り巻く人口減少と高齢化、医療従事者の不足や偏在等の諸課題に対応するため、貴重な医療資源を有効活用し、より広域的な枠組みの中で将来にわたって質の高い医療の提供を目指し、現行の8医療圏を3医療圏へ再編するとしております。

また、再編により患者の受療行動が制限されるものではなく、加えて、病院の統廃合や病床の削減を直ちに要請するものではないともしており、今後、医療圏ごとに説明会の開催や、様々な広報手段を用い、広く県民に理解を深めていただけるように情報を発信していくとしております。

市といたしましては、医療計画に定める体制を実現するための施策等を協議する地域医療構想調整会議や市町村協働政策会議などでしっかりと地域の課題をお伝えするとともに、由利本荘医師会、医療機関と連携し、ICTを用いた遠隔診療など、医療のデジタル化や通院の足の確保などに引き続き取り組み、市民の皆様が安心して医療を受けられる体制の整備に努めてまいります。

次に、5、農政審、中間取りまとめの見解はについて、お答えいたします。

御質問の中間取りまとめについては、農林水産省で設置している食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会が、食料・農業・農村基本法の見直しに向け、今後の農業や農村のあるべき姿など、その基本理念や施策の方向性について議論してきた内容を中間的に取りまとめ、5月に公表したものであります。

このたびの中間取りまとめに至るまで16回の部会が開催され、これまでの取組や課題、今後の方向性について議論されてきたものであり、最終答申に向けては、この7月から8月にかけて開催された地方意見交換会等の結果を踏まえつつ、さらなる議論が深められ、最終的な取りまとめに至るものと考えております。

今後は、最終答申を踏まえた改正法案作成に移行していくものと思いますが、市といたしましては、改正基本法が本市の農業の将来につながるものとなるよう、今後の推移を十分に注視しながら、必要に応じ、県などの関係機関と連携し、地方の声を届けてまいります。

次に、6、男女のトイレ格差、本市の実態はについて、お答えいたします。

公共施設に限らず、大規模商業施設などにおいて、首都圏のような常に大勢の方が利用する場合には、男性トイレに比べ、女性トイレが混雑し、行列が常態化している例が見られ、女性にとっての日々の暮らしやすさが阻害されている状況にあるとの観点から、平成29年に国土交通省が開催した女性が輝く社会づくりにつながるトイレ等の環境整備・利用のあり方に関する協議会において、トイレ利用に係る行列解消の一つの方法として、「施設の新設や改修時に女性トイレに十分な数の便器を確保することが望ましい」との取りまとめが行われております。

本市のカダーレやナイスアリーナなど、頻繁に大規模イベントを行う施設において、女性用トイレの便器数を特別に多くは設置しておりませんが、イベント開催の際に一時的に女性トイレが混雑することがある場合には、多く設置している多目的トイレや男女兼用トイレを女性が優先的に使用できるよう工夫を行い、また、施設内の空いている別のトイレへ誘導なども行っているところであります。

さらに、イベントによっては、施設の外に仮設トイレを増設するなどして、来場した



皆様に御不便をおかけしないよう努めているところであり、これまで女性トイレ増設などの要望はいただいております。

なお、市が管理する施設、教育委員会が管理するいずれの施設においても、日常的に男性トイレに比べ女性トイレが混雑しているような不均衡な状況は発生しておりません。以上であります。

○議長（伊藤順男） 4番佐々木隆一さん、再質問ありませんか。

○4番（佐々木隆一） いろいろと答弁をいただきました。

大項目1番、マイナンバーカード、保険証存続が唯一の解決策であります。いろいろ問題が発生していることは市でも認識のことかと思われ。それで、任意であるはずのマイナンバーカードを国民に持たせるために保険証を廃止するということですが、これは混乱の根本的な原因であります。質問の際にも申し述べましたが、世論調査でも約7割を超える人が来年の保険証廃止の撤回・延長を求めているような状況であります。署名運動なんかも全国的に広がっているようでもあります。

質問では、保険証存続が唯一の解決策ではないかというふうに質問しましたが、いま一度、この件に関して市長はどのように思っているのか、お答えください。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えをいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、基本的に国のほうで保険証等々でこれからやっていくというような方針を示されておりますので、いろいろと事務的にも煩雑になるのではないかと、先ほど御心配のお話もいただきました。

更新時であったり移行期間にはいろいろな手続等々の煩雑さはあるのかも分かりませんが、実際のところ、病院であったり、また、お使いいただく市民の皆様にとって、数多くのいろんなカードを持つよりも、マイナンバーカード、保険証が1つのカードとして利用できるということで、利便性が向上するであろうということも一つ考えております。

まず、市としてマイナンバーカードの積極利用ということで、これから進めていこうという一つの方針も出しておりますので、マイナンバーカードを皆さんに取得していただくということについては、積極的に対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（伊藤順男） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） お答えの中に、カードリーダーの設置が医療機関や薬局など114医療機関等の中で103機関、いわゆる90%が設置済みであるというような答弁でしたが、10%の医療機関、薬局などでは未設置であります。これ、非常に取扱いにも困難を来しますし、費用もかかるので、あくまでも一般論ですが、この機会に廃業するかというような声もあるわけです。そういうお声などは聞こえてまいりませんか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 詳細については市民生活部長より答弁させますが、おっしゃるとおり、90%を超えるところでは導入になっていきますけど、もう1割弱が導入になっていないということでもあります。基本的に目指すところは100%ということではないと、使えるところ、使えないところ、仮に1割であっても使えないところがあるということがない

ように、100%を目指すべきだろうなというような思いは持っているところであります。その10%弱のところは今どういった状況なのか、また、そういった声について、部長から答弁をさせます。

○議長（伊藤順男） 熊谷市民生活部長。

○市民生活部長（熊谷信幸） それでは、ただいまの再質問にお答えいたします。

国では、今年の3月までにカードリーダーの設置を義務化としておりました。その結果、90%を超える設置率になったと思っております。

それから、再質問にありましたカードリーダーの設置等に伴っての廃業だったりというお声とか御質問については、今のところ、うちのほうでは受けたことはございません。

いずれにしましても、先ほど市長がお答えしましたとおり、マイナンバーカードを利用した形で利便性がとても進むということです。未設置の医療機関につきましては、この後、市のほうでいろいろとお願いをしてみたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（伊藤順男） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） 地域の小さな医療機関の中では、この制度には絶対反対だというふうに申しておるところもあります。カードリーダーの設置やその使い方も含めてそういうお声があるということも実際、認識していただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

次に、2番、最低賃金、大幅な引上げをとということで質問したわけではありますが、依然として低いのは否めないところであります。市でも、お分かりのとおり、教育機関や図書館の司書、公共が担うべき業務で非正規の割合が非常に高く、その多くを女性の低賃金で担っているという現状もあるわけです。会計年度任用職員制度は女性の犠牲の上に成り立っている差別的な仕組みと言われても、これは仕方ないのではないかと思います。今後、県のほうにも出てくるわけですが、具体的に今お答えになりましたが、今後、どういうふうにされるおつもりですか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） お答えいたしますが、今、お話のあった差別的とか、女性の犠牲の上に成り立っているというような認識は、私はしてはおりませんけれども、大変多くの皆さんに会計年度任用職員として働いていただいていることについては、そのとおりだというふうには思っています。先ほど答弁いたしました由利本荘市として見た場合、他市町村と比較して、特別うちが安いのですとか低賃金だということではなく、大体平均的な位置にあると考えております。

ただ、昨今の動きの中で、給料というんでしょうか、そういったものの報酬は上げていかなければならないのではないかとといったような、国を中心とした議論があるのも承知しておりますので、そうした動向等々も踏まえながら、他市町村ともしっかりと情報共有しながら対応してみたいと考えております。

○議長（伊藤順男） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） お分かりのとおり、官製ワーキングプアという言葉もあるくらい、非常に正規職員と会計年度職員の中で同じ分量の仕事をしていても差はあるわけで

す。こういう皆さんが市の職務を支えてきているということ、この実態をやっぱり認識して改善すべきところ、ほかの市町村と比べるということも必要でしょうが、率先してこの皆さんを大事にしていくということが、非常に今後の問題として大事になるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、4番、県、二次医療圏再編による市民への影響はについてであります。一くくりに60万人が、第一次医療のうち、医療圏人口20万人で60万人、県内が3つになるという根拠なようです。将来的な人口が60万人。果たしてそれがいいのかどうかということで問題になるわけですが、三次医療圏を設定したことで、国の目安は人口が集中するところの都市型の計画なのであって、農山村の連なる過疎の進む秋田県で、地元の医師が少なくなったりで、遠くの病院へ受診しなければならなくなるケースが生じるのではないかとということで、非常に疑問であります。その点はどのようにお考えですか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 詳細については健康福祉部長より答弁させますが、先ほども私が答えさせていただきました、このたびの再編によりまして、患者さんであります方々の受療行動が特に制限をされるということでもないということであったり、病院の統廃合であったり、病床の削減を直ちに要請するものではないというふうな説明も伺っておりますので、これから先ほどおっしゃるとおり人口減少に対応して、県としても徐々にそうしたものに向かって変えていかなければいけないという一つの方針というか、思いがあつてのことであろうと。

ただし、先ほど言ったように、直ちにどうするという事ではないんだと伺っておりますので、これからいろいろとそれによりまして何か不具合等々があれば、しっかりと市としても話をしながら進めていかなければならぬだろうと考えております。

○議長（伊藤順男） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

今回の再編につきましては、まず、県内の人口減少であったり、高齢化、それから医師不足、そういった課題の中で、現在の医療提供体制を守るための再編であります。そういった意味では、一定程度理解するといいますか、やむを得ない対策であるというふうにご考えてございます。

また、先ほど答弁いたしましたとおり、再編に伴いましての地域の課題であったり、そういったものを県のほうにしっかりとお伝えいたしまして、通院の足の確保、そういったところの取組を市としてもこの後も進めてまいりまして、市民の方が安心して受療できる体制の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤順男） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） 市として、また、現在の医療圏のある近隣自治体は、併せてできる限り連携して、実質的に地域住民の医療環境が改善する取組を求めるようお願いしたいと思っております。よろしくお願いします。

続いて、5番、農政審、中間取りまとめの見解はについて、再質問します。

答弁いただきましたが、これは国の際限ない輸入政策により、農村・農業がここまで

来たという、残念ながら今の国の施策には反映されていないような感じがします。質問の中でも述べましたが、50%の食料自給率その後45%になって、さらに38%、37%というのが実態であります。ですから、食料自給率を上げる、地域の再生産ができるような価格体系に持っていく、これは国の施策が一番なのでありますが、ぜひ、本市でもそのようなことになるように頑張っていたきたいと思うんですが、市長にいま一度の答弁をお願いするものであります。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 再度の質問であります。先ほど答えたのと重複するかと思いますが、これから私どもの声なんかもしっかりと反映させて議論が深められまして、最終的に改正法案作成に移行していくんだらうというふうに思っています。

先ほども言ったように必要に応じまして、県等々との関係機関としっかりと連携をして、私どもの声も届けていくということについては努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤順男） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） ぜひとも、今の農村の状況を見るにつけて、第一次産業がこのようになっていけば、地方は随分厳しい状況になってくるのは事実であります。お分かりのとおり、秋田県は全国的に一番の人口減少県。これはいろんな条件はあるんですが、第一次産業の衰退ですよ、ここに力を入れていかなきゃならないということで、ぜひ、市としても頑張っていたきたいというふうに思います。

次に、6番の男女のトイレ格差、本市の実態はということでお尋ねをしました。

おおむねここは都市圏と違ってナイスアリーナやカダーレでも若干見られる程度であります。やはり男女差はあるわけです。特に大都市圏の駅なんかではひどいような状況が続いているということでもありますから、今後、いろいろ改修する計画等がありましたら、ぜひ、このことなども考慮に入れてやっていただければと思いますが、いかがですか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 先ほど答えましたとおり、女性のトイレが男性と比べて混雑しているというのは、佐々木隆一議員おっしゃるとおり、由利本荘市においては日常的な部分については今ないなというふうには感じてはおりますが、今後について、その辺のことも少し頭に入れながらさまざまなこと、必要というところであれば対応してまいりたいと思います。

○議長（伊藤順男） 4番佐々木隆一さん。

○4番（佐々木隆一） よろしく申し上げます。以上で終わります。

○議長（伊藤順男） 以上で、4番佐々木隆一さんの一般質問を終了します。

この際、午前10時40分まで休憩します。

午前10時26分 休 憩

午前10時39分 再 開

○議長（伊藤順男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

1 番阿部十全さんの発言を許します。1 番阿部十全さん。

【1 番（阿部十全議員）登壇】

○1 番（阿部十全） 無所属の議席番号1 番、阿部十全です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

もう大分猛暑を何とか切り抜けまして、少し気温が落ち着いたのかな、雨もこのところちょっと降ってきて畑と庭に水やりを少し休めるようになりまして、よかったなと。そして、田んぼのほうも実りの秋を迎えております。まさに、先ほど佐々木隆一議員のように、秋田県は農業県であります。本当に豊かな秋になればいいなと思いつつ、大項目5 つについて質問させていただきます。

1 番目は、風力発電についてであります。これまで20年になりました。それをちょっと総括して、まとめてもいいんじゃないかな、そして今後の20年、2026年くらいからは洋上風力の建設が始まり、2031年には稼働するというような形ですので、その後の20年というものに向けて総括してもいいんじゃないか、どうなんだろうというお話を伺いたいなと思っております。

2 つ目は、道路状況の把握、私も市内あちこち回って歩いて気がついたことがありました。そういったことをぜひ伺いたいということでございます。

3 つ目は、似たようなことになるんですが、雑草が目立ってしまっていて、これから旧市内ではお祭りがあります。そうした中で、道路端の雑草というのは、何か方法はないものかなと、市と一緒にまちをきれいにする。例えば、顔を洗うとか、歯を磨くというような感覚で何とかならないのかなということをお伺いします。

4 つ目は、石脇地区通学路の安全に登下校できる環境づくり、こちらのほうも実際に歩いてみて、こんなふうなのかなということ、気がついたことがありました。そういったことも含めて、本当にたくさん今まで語られてきたことではあります。改めて、私のほうからもお伺いします。

そして、5 番目は、一部、学校のプールを夏休みに使用できないというニュースを見て、新聞が先でありまして、私ども議員のほうにはそういった通知も何もないままに、ああいった記事になったのかなということも含めて、ちょっと心配でありましたので、今後の方向性なども含めて教育長にお話を伺いたいという、5 つのことについて質問させていただきます。

それでは、大項目1、風力発電について伺います。

再エネ事業は進んでいくものと考えていますが、新しい試みにリスクはつきものでもあります。

本市における風力発電に関して言えば、慎重に検討を重ねていくべきと思われ、様々な事例の質問をしてきました。また、今年7月の行政視察の帰りの飛行機から見えた立ち並ぶ風車群を見て、風力発電ができておよそ20年間で地元は何をもたらされたのか、改めて考えてみました。2021年度の資源エネルギー庁調べでは、日本の発電量の中で、風力発電は全体の1%弱であります。2021年なので、もう1%にいったかなくらいだとは思いますが。

秋田県の風力発電量は日本全体から見れば10%程度ですから、全国発電量の0.1%にすぎません。また、由利本荘市では県内風力発電、これもちょっと古いデータで申し

訳ないんですが、65万6,000キロワット中9万4,000キロワットなので15%程度、新しく建設されたものも含めて、大体これくらいであろうという、非常に曖昧な数字ではありますが、おおむねそんなふうを考えていただければいいと思います。これほどの風車が稼働していても全国の発電量の0.015%程度であります。

洋上風力発電に関して、国会議員と事業者の疑惑がいろいろニュースになっております。こういったことの詳細が公表されるかどうか、今、注目しておりますが、ニュースとしてもっと掘り下げられたものになっていくかどうか、この某事業者が直接関係している山形の某地区の方たちが説明を求めていたのでございますが、返答がない状態のようです。マスメディアが動いておまして、私のところにも東京本社の記者の方がお会いしたいということでおいでになりました。その後、秋田、山形、青森でいろいろ調査を進めるということで聞き込みをしておりました。

洋上風力発電事業に関する情報開示は事業を進めるに当たり、一般市民からの合意を得るための最優先課題であり、市は情報公開を事業者、県、国の関係者に強く促すべきです。なぜかという、公開される資料が少なく、様々な影響への関連性も十分に調べることができません。当市の風力発電事業では、事業者が行う事業の説明会は法で定められた回数も行われました。しかし、限られた人しか参加できない入場制限などで、市民は聞きたいことがあるけど、参加しにくいという状況は今もあまり変わってはいません。これでは市民の合意は得られていない事業計画だということだと思っております。

風力発電のメリットについて、事業者も地域貢献策などを示していただいております。市も風力発電の必要性を説き、メリットについていろいろとお答えをいただいております。当市で風力発電が稼働しておよそ20年になります。経済的に恩恵を受けている企業や地域もあるでしょうが、実感できない市民もおります。例えば、この20年間、どれくらいの発電量があって、市は寄附金や基金などでどれくらい利益があったのか。そういった数字、また関連して働けた人たちはどれくらいいたのか。風車の事業所による事業所得は、市にどれくらい入ったのか。これまでの20年間そういったことを精査し、今後、洋上に建つだろう、そして20年間稼働するであろう、そことの比較というものも必要なのではないかというふうに思っております。

その20年という時間が過ぎました。その間、山には風車が増えて、海にも計画されていますが、ある市民から言われたことです。「風車が稼働しておよそ20年、大分時間が経過しましたね。その間、山には風車が増えて、海にも計画されていますが、私は暮らしていても直接恩恵を受けている感じがしません。あれほど風車が建ったのにですよ」と嘆いて、怒っている市民もおりました。

そこで伺います。市は企業や事業者にこれまで地域貢献が市民に見える形で、市民が実感できる形で取り組むように要請したその結果と、風車稼働後20年間、市民がどれだけのメリットを実感したのかなどなど、現状を総括して、その結果から導かれる由利本荘市の未来として、洋上風車稼働20年後、いわゆる2030年以降2050年まで、どのような由利本荘市になるのかをお示しいただければと思います。地球温暖化防止効果にばかり話が進みますが、広く市民の暮らしに直結するメリット等を伺えればと思っております。

大項目2、道路状況把握と対応について伺います。

私がこのところ毎日のようにというか、ちょこちょこ通っていた通学路の歩道でございます。白黒の歩道のところだったんですが、通学路の歩道に穴が空いておりましたので、建設管理課に連絡したところ、すぐに対応していただき、もう午後には穴が塞がっておりました。道路の穴は鋭利に欠けていた状態で、車輪の小さい車椅子や乳母車、私のように杖を必要とする人にはリスクが大きいのです。道路舗装の会社に伺ったところ、滑らかに陥没するアスファルト素材もあるということでしたが、価格もそれなりに高いそうです。ほかにも市民から相談を受けた場所に関して連絡をしましたら、すぐに現場を検証していただき、さびて不要になった鉄柱の撤去なども敏速な対応をいただきました。

市内を歩いてみると、市の道路、歩道に関する問題箇所は結構あるようです。もうちょっと調べて詳細に質問させてもらおうと思ったんですが、ちょっと暑くて一緒に回ろうと言っている車椅子の人と、もう少し涼しくなってからということになりまして、このことはまた後ほどの機会にお伺いしたいと思っておりますが、実際に歩いてみると、まちの姿がよく見えます。歩いても見えるんですが、車で移動していてもよく分かることがあります。市長も県内外と自動車での移動が多く、気づかれているとは思いますが、道路状況でまちの印象が違って見えます。小まめに道路に手を入れている自治体と、比較的放置されているなという道路が目立つ自治体があるように思われます。歩行者や一般ドライバーも気づいていることと思います。こうした利用する歩行者やドライバーに優しい、走りやすい、使いやすい道路を提供したいものです。

本市の道路状況把握と対応についてお伺いします。

私も実は電話でお願いしたんですが、LINEでも画像を送ってみました。そんなふうにして、今、市のLINE公式アカウントでも道路情報を画像で受け付けるようになりました。より多くの道路状況の画像資料の提供をいただけるように、LINEによる市民レポート機能の使用方法をケーブルテレビで動画配信するなどして、より多くの情報を得られれば、より早い対応ができるのではないかと思います。

市民からの情報提供の中で、具体的にどのような事例が多いのか、また、国道や県道など、いわゆる市の管轄外の情報があつた場合の対応は、どのようになっているのかお伺いします。

大項目3、町並みの美化を損ねかねない目につく雑草の草刈りについてお伺いします。

市内各地にある遊具のある公園全部を見回ったわけではないのですが、私が見たところのほとんどの公園は、7月下旬頃には草刈りもされて、遊具も点検されているようでした。今年はさすがにこの暑さで、公園で日中遊んでいる子供を見かけられたのは、ほんの数か所でありました。けれども、見るからに神社で遊んでいる様子で、自転車が数台止めてありまして、水路でザリガニを捕まえている子供たちとも出会いました。神社周辺はきれいに草刈りができておりました。多分、地域の皆さんや氏子による奉仕作業だと思われます。

草刈りがされていると、まちも風景もきれいに見えますが、旧市内の中には、作業がされていない公園や広場もあり、伸びた草の中にはごみ、ペットボトルやたばこや食品のラップなどなどありました。何となくまちが貧相に思ってしまったのです。

最近、気になるのが電柱の下で育っている雑草です。特にヨモギはもうとても元気で、かなりの背丈になっておるわけですが、東北電力に問い合わせましたところ、電柱が設置されている場所は県道や国道、市の道路、民地などで、電柱そのものに不具合があれば対処しますが、雑草処理については、それぞれの土地の方に許可を得て処理していただくことになると思いますというふうなお答えでございました。もっともな話です。

街路樹周辺、植え込み周辺も雑草があり、これもまちまち、それぞれで、手入れされていないところがありました。特に駅前は見えてしまい、ちょっと目立ってしまうのでどうしても気になります。

ほかにも雑草が目立っているところを見かけますが、民地であれば、放置しておくしかない状態で、問題が起きたら対処するという状況のようで残念です。

町並みの美化を損ねかねない目につく雑草の草刈りについて、2点ほどお伺いします。

空き家周辺や空き地周辺に雑草が目立ちます。一般市民は許可なく他人の屋敷に立ち入れないので、好意であれ草刈りができない状態です。

ただ、今後増えていく空き地と空き家、この周辺の草刈りの措置については、自治体が対処できなければ、町並みの美化を損ねかねません。市は民地の雑草処理についてどのようにお考えでしょうか。伺います。

また、きれいなまちを市民の手で維持できないものか、市としてできることはないのでしょうか。お伺いします。

2点目として、非常に個人的な質問になるところではありましたが、許可をいただきましたので、質問させていただきます。由利本荘市にこんなに子供がいたのかとびっくりした今年の花火の前夜、そして花火の日でありました。物すごい子供たちで、こんなにいたんだって本当に感動してしまいました。しかも、みんな可愛くおしゃれをして、みんなにこにこして喜んでおりました。子供たちのために一肌も二肌も脱がなきゃなど感じたところでもあります。

花火会場になりましたアクアパルの堤防の一部草刈りが、大会終了後、3日後くらいに行われました。大変歩行者が行き交う、私のうちの前だったので、当然、たくさんの方がちょうど通る道でありましたが、そのところ、国交省とは思いますが、堤防管理者等とイベント時、ここでこういうイベントがあるのでちょっと事前に刈っておいてくれないかみたいな、調整というのは行われなんでしょうか。これからもたくさんの野外イベント等があると思います。そういったことはどうなっているのか、少しお伺いしたいと思っております。

大項目4、石脇地区通学路の安全に登下校できる環境づくりについて、質問させていただきます。

尾崎小学校の本荘公園側通学路沿いの体育館のところに学校の花壇がずっとあります。公園の下であります。きっと児童たちが育ててくれた花だと思います。

新山小学校の坂道の歩道にも花壇が本荘北中のところまでずっと伸びておまして、上に行って振り返りますと、鳥海山が真正面に見える、実に美しい通学路であります。夏休みに行きましてところ、児童と多分先生だと思いますが、一緒にその花壇に水やり



をしておりました。水道設備に私が見たところは3か所ほどホースリールが置かれてありまして、それぞれにお花を大事にしているんだなと感心させていただきました。学年ごとに区割りがされておりまして、花壇づくりのコンテストでもあるのかな、本当にきれいだな、もっといっぱいの人に見てもらえればと思う気持ちでした。

自分たちの通う道をきれいに行っている児童たちはすごく自慢していい、とてもすてきな頑張りだと思います。

学校の坂を下り切り、緑町の道路に出ますと、一気に緊張感に包まれます。また、市内に向かい、さらに下り坂で、自転車の上り下りの交差ができない幅員の狭い三軒町、またさらに緊張度が高まります。交通量が多く、道路の端は凸凹があり、雨のときは水はねがあるようです。一部の道路の縁に雑草がありますが、除去するには交通量が多く危険です。ほかにも電柱の下、縁石の付け根、バス停の根元、それに何ととっても空き家周辺などに雑草が目立ち、一部通行の妨げになっているなというところがありました。昨日、一昨日行きましたら少しきれいになっておりまして、ちょっとほっとしたところでありました。歩いてみますとこうした状況で、特に石脇地区通学路に関しては、安全に登下校できる環境づくりに配慮しなければならないと思った次第であります。

よく見ますと、地域の皆さんも安全できれいな通学路を確保してあげたいと、歩道の除雪や花壇などの整備をして、様々に活動しておられるようです。

区画整理をして広い道路を造られればベストでしょうが、狭い道なりの工夫として花を植えたり、道に面した庭を手入れしたり、イベントで情緒あるまちづくりをして地域力を高めたり、車がゆっくり進む通学の時間帯など、教育委員会や市にも、これまでも地域から提言があったと聞いております。市議会議員からも一般質問や要望など、これまでもあったと思いますが、児童生徒がより安全に、保護者にとってより安全な状況を提供していただきたく質問するものであります。

本荘北中学校、新山小学校の保護者から通学路に関する意見や要望に、教育委員会はどのように対応しているのか伺います。

保護者には学校から通知などあるでしょうが、通学路周辺の住民には児童生徒の登下校の安全の見守りの協力などをお願いしているのか、併せて伺います。

そしてもう一つ、坂道でありまして、この坂道は工事の多い石脇地区で、注意喚起を促す看板等の設置は十分に行われているのかお伺いしたいと思います。私が歩いてみたところだけの情報で申し訳ないんですが、子吉地区では通学路であることの看板が非常に多くて、ああ、この地域の人たちは何かみんな気を使っているんだなという、その地域の人たちの心構えというか、そんなものがとてもよく感じられる地域でありました。

大項目5、学校プール使用について、中項目(1)市内小学校のプールの夏休み期間中の使用状況について、お伺いします。

本市においても新創造ビジョンに基づき、人口減少に歯止めをかけるという課題に取り組んでおりますが、少子化の問題は深刻さを増しております。学校行事や部活動、地域行事実施のための人数も確保できないという人口減少が現実のものとなり、影響は大きく、それが加速している状態です。

市長が掲げた6つの重点施策を柱に据えて市は取り組んでおります。少子化対策にはさらなる充実を図るべきだと思います。

そこで質問するものです。少子化対策に成功例がある自治体を調べますと、多くのことに取り組んでいる中の施策の一つとして、子供の遊べる場所づくりや子供と親などが遊べる環境や施設を提供していることがありました。人と予算をかけています。

本市においては、親子連れで親しまれました新山の三望苑を廃止、海水浴場も期間短縮になる話も聞いております。子供の情操教育や人間形成に欠かせない海や山に恵まれた環境が足元にありながら、管理費の負担や利用者が減少している理由などから、子供の遊び場を縮小する方向に向かっているように感じられてしまいます。

市内小学校のプールの夏休み期間中の使用状況についてお伺いしますが、本格的な夏を前に、水の事故等を防ぐために水泳授業を行うため、児童、職員、保護者の皆さんによるプール清掃が各学校で行われたようであります。本市の進める生涯学習の基本目標にある、教育委員会のものなのであります。市民交流を通じた郷育の充実を実践し、地域づくりを担う人づくりということであれば、こういった職員や児童や保護者と共に、こうした学校の施設を清掃するということはとてもいい事例なので実践されているのだなと感心した次第であります。きれいになりましたプールでの水泳授業は、夏休みまでに終了したようです。自分たちが清掃したプールで夏休みに遊べることを楽しみにしていた子供たちも多かったのではないのでしょうか。学校プールの夏休み期間中の使用状況について伺います。

夏休みに使用した各学校のプール使用日数を伺います。また、その使用日数は、コロナ前の利用状況とどのようなものだったのか、その比較についても伺います。

もう一点は、プール使用を見送り学校外の施設、B&Gや市営プールなどの利用状況と、同じようにコロナ前の利用状況はどうであったのか、民間が管理する施設なので調査がどうなのかは分かりませんが、そうした受け入れてくれたB&Gなどの施設の利用状況の調査はされたのかどうか、お伺いします。

同じく大項目5、中項目(2)使用しないことになった経緯について、お伺いします。

プール利用に関しては、プールバスなどを運行しているところもあり、各学校の温度差というものを感じました。

地域により状況が異なりますが、夏休みの学校プール使用は毎年のものであり、学校は子供たちに利用してもらえように対応する時間はあったのではないかと思います。監視員不足が主な原因のようですが、監視員不足が懸念された時点で様々な対応を取ることができたはずで。

安全に運営するための人員を、それなりの賃金で委託することで、夏休み中の短期間でもプールを開放できたのではないのでしょうか。使用しないことになった経緯について伺います。

大項目5、中項目(3)夏休み期間中の学校プールの使用の意義と方向性について、お伺いします。

私が小学校の頃だったと記憶しておりますが、現在の遊泳館のところに屋外の25メートルプールが造られました。半円形の浅い幼児向けプールもありまして、よく通ったものであります。競技の泳ぎ方は、プールで覚えました。市民に開放され、時には芋洗い状態の混雑ぶりでありました。そして、忘れもしない、岩城厚生年金の屋外プールも

大人気で、家族連れでにぎわったものでした。水浴びは本当に楽しいものです。動物の本能みたいなものかもしれません。赤ちゃんのときはお母さんのプールの中で育ったのでありますから。

一方で、海や川、湖などで遊泳中の水の事故もありました。監視員のいるプールにおいても、命に関わる事故になる可能性はありますが、安全第一で取り組んで利用してもらえるよう管理、監視がされているようで、プールであれば保護者も比較的、安心して使用してもらえるのではないかと。

そこで伺います。コロナ禍、数年間水泳授業が行うことができず、数年ぶりに行われた授業では泳げない小中学生が多く見られた、特に中学生に多く見られたと報道がありました。コロナが5類になった今、泳げることで自らの命を守れるように、水の事故を少しでも回避できるように、夏休み中にプールを開放し、水と親しむ機会を増やすためや、泳ぎが不得手な児童生徒や体質的に海水浴ができない児童生徒などのためにもプールは意義のあることで、学校施設としての重要性を感じます。

夏休み期間中の学校プール使用の意義、そして、これからの方向性について、教育長にお尋ねするものです。

以上で質問を終わります。

【1番（阿部十全議員）質問席へ】

○議長（伊藤順男） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、阿部十全議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、風力発電についてにお答えいたします。

我が国では、気候変動問題への対応やエネルギー自給率の向上を目的として、令和3年10月に、第6次エネルギー基本計画を閣議決定し、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底するとしており、本市総合計画においても、再エネの積極的な利活用を図るとしております。

本市は国内有数の風力発電の適地として、多くの風車が稼働し、脱炭素に貢献しておりますが、これまで発電事業者からは様々な地域貢献に御協力をいただいております。

本市に3か所の発電所を有するユーラスエナジーホールディングスからは、これまで市に対して、ユーラスエナジー地域貢献基金として9,000万円以上の御寄附をいただいております。各地域のカーブミラー設置や街路灯整備、学校整備費などに活用させていただいているほか、地元町内会に対しても、会館の改修やエアコンの設置、ゴミステーションの修繕などに御寄附をいただき、地元の市民からは大変喜ばれております。

さらには、他の再エネ発電事業者についても計画段階にある事業者を含め、これまでの働きかけにより、企業版、個人版ふるさと納税のほか、各種イベントへの協賛や、地元小学校の課外授業の受入れなど、数多くの地域貢献をいただいているところであります。

また、風力発電所の建設に当たっては、風況などの各種調査から始まり、土地造成、風車や変電所などの建設工事、長期間にわたる保守管理、解体撤去に至るまで、様々な場面において地元企業を活用していただいているほか、市外からの作業員による宿泊や飲食などの、域内消費による経済効果も相当なものと感じております。

なお、議員御質問の洋上風力稼働後の2050年ほどのような由利本荘市になるのか、市民の暮らしに直結するメリットは何かについては、具体的には工事を含むメンテナンス等に関わる新たな産業や雇用の創出といった経済波及効果や固定資産税等の税収の増加による公共サービスの向上などが挙げられるほか、2030年予定の運転開始後には、20年間の長期にわたり、出捐金を活用した地域共生策に事業者と連携して取り組んでいくこととなります。

将来のまちづくりについては、様々な施策の取組により複合的に考えるべきであり、風力発電等、単一の事業推進をもってその姿をお示しすることは難しいものの、市といたしましては、地域資源を最大限活用し、2050年ゼロカーボンシティに向けて取り組むとともに、地域共生策につきましても、直接的、間接的を問わず、市民の皆様が恩恵を享受できるような施策を検討・提案し、人口減少下にあっても誰もが希望を持って活躍できる、持続可能な社会を目指してまいります。

次に2、道路状況把握と対応についてにお答えいたします。

市では、職員による日常の道路パトロールにより、道路状況を把握しており、損傷を発見した場合には、その場で応急的に補修し、安全対策を講じているほか、市民からの情報提供などに対しても、早急に対応しているところであります。

また、国道や県道など、市の管轄外の情報があつた場合には、その管理者へ確実に情報を伝えるとともに対応をお願いしており、市道だけではなく、市内の道路を安全に通行できるよう情報共有を図っております。

道路に関する市民からの情報については、ほとんどが電話によるもので、道路の穴や側溝の蓋の破損、側溝の水の流れの悪さ、路上への倒木が多い事例として挙げられます。

最近では、現地の写真や位置図が添付されているメールや市LINE公式アカウントの市民レポート機能による情報提供が増えており、道路状況の確認が迅速にできることから、応急対策や安全対策など、素早い対応が可能となってきております。

本市は、全国的に見ても広大な面積を持ち、市道の総延長も約2,100キロメートルに及ぶものでありますが、市民の皆様のお協力を得ながら、引き続き道路の維持管理に努めてまいります。

次に、3、町並みの美化を損ねかねない目につく雑草の草刈りについてにお答えいたします。

空き家や空き地の管理につきましては、市の空き家等の適正管理に関する条例などにより、所有者等の責務として、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適正な管理をしなければならないと定めております。

しかしながら、雑草の繁茂など、近隣住民からの相談が市に寄せられた場合には、現地調査を行い、所有者等に対して、文書などにより適正な管理を求めています。

次に、アクアパルの堤防の草刈りについてであります。7月29日に行われました本荘川まつり花火大会は、コロナ禍による行動制限のない4年ぶりの開催となり、大変多くの方に訪れていただきました。

花火大会は、観光協会が主催しており、御指摘のありました堤防につきましては、秋田河川国道事務所の管理となっております。例年特段の協議はしていないものの、花

火大会開催に伴い、観光協会が一時占用している河川敷地の堤防は、国の御配慮により、大会前までに草刈り作業をしていただいていることから、花火を御覧になる方々に御迷惑をおかけする状況にはないと伺っております。

市といたしましては、引き続き市民の皆様に対して良好な環境保全に自ら努めてもらうよう、市が行うクリーンアップへ積極的に参加していただくことに加え、地域や学校、企業等による自主的な環境美化活動に対し支援をしております。

次に、4、石脇地区通学路の安全に登下校できる環境づくりについて、5、学校プール使用については、教育長からお答えいたします。

私からは以上であります。

○議長（伊藤順男） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） 阿部十全議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

初めに、4、石脇地区通学路の安全に登下校できる環境づくりについてにお答えいたします。

通学路を含めた地域の安全につきましては、関係機関が連携して安全確保のための取組を効果的に行うことが重要であると認識しております。

石脇地区の通学路に関しまして、新山小学校と本荘北中学校は、児童生徒が自動車の通らない自転車・歩行者専用道路をできる限り通行するよう通学路を指定しております。

市では、通学路交通安全プログラムに基づき、学校、警察、道路管理者、教育委員会等、関係機関による合同点検を毎年実施し、児童生徒の安全の確保に努めております。学校や保護者等からの要望に基づいて、通学路のうち、危険が予想される箇所について関係機関が対策を実施し、通学路の整備促進に努めております。あわせて、地域の方から危険箇所についての情報が寄せられた際も、道路管理者等と連絡を取り、対策について検討しております。

また、地域との連携につきまして、新山小学校では、各町内のPTA校外指導員や街頭巡視ボランティア等、地域の方々と連携し、児童生徒の登下校時に街頭指導を行うなど、見守り活動の充実を図っております。さらに、交通量が多かったり、速度を超過した車両が見られたりする通学路に関しては、担当部署と連携し、通学路を示す看板や速度抑制を促す看板を設置するなど対応しております。

今後も関係機関との連携を一層深めるとともに、学校が保護者や地域と協働しながら児童生徒が安全に通学できる環境を整えてまいります。

次に、5、学校プール使用についての（1）市内小学校のプールの夏休み期間中の使用状況についてにお答えいたします。

例年、市内小学校13校のうち、夏休み期間にプール開放を行う学校は9校であり、残りの4校については、地域のB&G海洋センターや市営プールを利用することとしております。

夏休み期間における学校のプールは、土日を除く平日の日中に開放しており、今年度は多いところで13日、平均して9日間でありました。

また、利用者数については、全体で延べ2,036人の利用があり、1日1校当たり平均で28人となっております。

コロナ禍前の令和元年度の状況につきましては、把握できる範囲内ではありますが、平均して14日間の開放で、1日1校当たり平均で59人の利用がありました。

コロナ禍前と比べますと、開放した日数が少なくなっておりますが、主な理由として、今年は気温が高い日が続き、やむを得ず中止したケースが何日かあったことによるものであります。

B & G海洋センターなどの学校以外のプールにおける、今年度の小学生の利用状況がありますが、1日1施設当たり平均で30人の利用があり、コロナ禍前の令和元年度では、こちらも把握できる範囲内ではありますが、1日1施設当たり平均で42人となっております。

学校及び学校以外のプールでも共通して、今年度はコロナ禍前より利用者数が少なくなっておりますが、コロナの5類移行後間もないほか、猛暑により学校に注意喚起を行ったことなどもあって、単純に利用者が減少したとは言い切れない点もあり、今後も利用者の推移を見ながら、適切な運営を図ってまいります。

次に、(2) 使用しないことになった経緯についてにお答えいたします。

さきの新聞報道でも御承知のとおり、今年度の夏休み期間のプール開放につきましては、当初、本荘地域の新山、尾崎、子吉及び小友の小学校4校において、監視人の確保のめどが立たず、開放が困難となる事態が生じました。

監視人の確保については、これまで各学校が主体となって行っており、主に地域住民や大学生などに依頼しておりましたが、依頼してきた地域住民の高齢化や競合する学生相手のアルバイト先の賃金、人手不足も相まって、複数の学校で確保が困難となったものと認識しております。

これを受け、老朽化によりプールサイドの状況が悪い尾崎小学校を除いた3校において、教育委員会で監視人の確保に努め、7月25日からの夏休み初日には間に合わなかったものの、一定の人数を確保することができたため、8月からプール開放を実施しております。

今後は、監視人の確実な確保を図るため、学校において、より早い時期から募集を行うとともに、学校側だけで探すことが困難な場合に、速やかに教育委員会でも募集を行うことができるよう、期間に十分な余裕を持って対応してまいります。

次に、(3) 夏休み期間中の学校プール使用の意義と方向性についてにお答えいたします。

夏休み期間中の学校プールの開放は、教育課程に含まれるものではありませんが、学校の管理の下、子供たちの健康・体力の増進や健全育成を図ることなどを目的に、毎年市内の多くの小学校で行われており、児童が健康的な夏休みを過ごせる場となっております。

学校のプールは、監視人による安全管理が行き届いた環境の下、子供たちが身近で安全に水に親しむ楽しさや喜びを容易に得ることができ、保護者にとっても安心できる夏休みの娯楽の一つであると認識しております。

また、授業で習った自己の水泳能力の向上を図ったり、遊びの中で水に親しみ、水に対する不安感を取り除いたりしながら、水難事故に対する知識や技能を自然に身につけることにつながるなど、子供たちの成長にとっても意義深いことと捉えております。

一方で、近年猛暑による命の危険がプールでも危惧され、その開放を中止せざるを得ない日が多くなっていることから、監視人を含めた来場者の安全管理が大いに懸念されるところであり、熱中症対策をはじめ、命の安全を最優先にしながら、開放する必要があります。

教育委員会といたしましては、よりよい安全管理を含めた今後の運営体制には学校のみならず地域の支援も必要不可欠になってくるものと考えており、学校運営協議会やPTAなどと連携しながら、安全・安心な運営方法や体制づくりについて検討してまいります。

私からは以上であります。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん、再質問ありませんか。

○1番（阿部十全） 丁寧な御答弁ありがとうございました。それでは、順に再質問をさせていただきます。

まずは、大項目1、風力発電についてであります。

今市長からの答弁で、いろいろこうした事業者がこうしたことを行ってくれただと、そういったことをもうちょっとちゃんと整理して、市民に分かる形で、こうやって調べました。こういうふうになりました。これくらいのいわゆる寄附金なり、基金なりがありました。こういったことをこういうふうに使いました。

また、陸上でありますので、民地であったり、それから財産区であったり、それぞれに土地が違うわけで、それぞれに全部を調べるというのは難しいかもしれませんが、そういったところの地元で落とされたであろう利益、先ほどもお話しくささいました人、その事業に関わった雇用数というか、そういったものも、これから1年なり1年半なりかけてちょっと調べていただいて、形にして、そして今度は洋上風力というものは、個人関係なく、そこを促進区域として指定された由利本荘市としての1箇所でありますから、また陸上とは違った物の見方というものもできてくるのではないかと思ひまして、経済面ばかりではなくて環境面においてとか、健康問題においてとか、20年でこういうことがありましたということをつゆっくと検証して、それをまとめて、市民に分かるように伝え、そして今度は、1年半後くらいには工事が始まります。

そういったところを皆さんに、できてから20年を考えればこういったことが考えられるというようなプログラムを、6,000億円にも上る超大型事業でありまして、ぜひそういったことを示していただきたいという思ひで質問をさせていただきましたが、そういった今お話しいただきましたようなことを具体的に、数値に表したりして市民に知っていただくという形を取っていただきたいのですが、いかがでございましょうか。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほども答弁したとおり、20年間の間でこれくらいの地域貢献であったり、9,000万円を超える御寄附等をいただいているということもありますし、20年間というスパンというのはおっしゃるとおり、何となく印象として、当時20年ぐらい前は割と小形というんでしょうか、どこか地権者の方のところのちょっと土地を借りて建てているというのがかなり多かったのかなと。

そうすると、地権者の方に地代とか、そういうことが多くて、最近、割と大きくなっ

てきたということがあるのか分かりませんが、こういった地域貢献だとか、基金をつかってといったような動きというのは、20年前からあるというよりは、最近そういった動きが頻繁に起きてきているのかなという感じはしています。

おっしゃるとおり、それらがそれぞれどれぐらいの地域の皆さんにといったことを示すべきだというようなお話でありますし、その必要性も含めてちょっと考えますが、洋上風力というか、こういう風車だけではなくて、例えば、ふるさと納税企業版なんていうのは、この洋上風力関係とは全く関係ない企業の方からも相当いただいているわけでありまして、その方々からいただいたのはどう使ったというあたりについても、特に公表したりもしていません。

金額も非公表にしてほしいということももちろんありますから、そこを示すことが可能、不可能も含めて、その必要性も含めて検討はしておりますけども、唯一言えることは、この風力の関係だけではなくて、いろんな事業者からいただいているそういった御寄附であったりというのは、市にとっては、いわゆる一般財源ということで、いろんなことに使える財源という、よく言う交付金だとか、ひもつきという表現がいいのか分かりませんが、使途が決まっている財源と違って、いろんなことに使える財源であるというのは、市にとって大変ありがたい財源であります。

そういうことについては、いろんな部分で、広く、薄く、市民の皆さんの生活にも大変役立たせていただいているお金であるということは、はっきりここで申し上げられることだろうなというふうに思っています。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。

そういったことを含めて、市民に何らかの形で告知する。今御答弁いただいたようなことを分かりやすく、そして今後来るだろう20年後に関して、例えば、いろいろな企業が公民館のことをやってくださったりとか、ごみステーションの整理してくださったりとか、いろいろな貢献はされているんだと、こういったことが次の20年には、またそういったことなのかどうなのか、それでは市としては事業者にその後どのようなことをお願いしていくのか、そういったことも含めた見える形でのいわゆるビジョンというものを私はお示しいただきたいなど、急ぎませんが、そういったことをちゃんと調査、精査して、市民に分かる形で出していただけないものかという再質問でございました。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） どういう形をお望みなのか、ちょっとイメージとして湧かないんですけども、向こう20年間でも多分出損金だとか、いろんな基金だとかで、先ほど私が言った一般財源として利用できるお金というのが、いろいろと財政のことだけ言えばあるだろうなというふうに思っています。

それは言い換えると、先ほど言った使途が決まっていなくて、いろんな市民生活に利用できるお金だということになろうかと思っておりますので、都度都度必要とされる場所の財源として利用させていただくということになろうかと思っております。

なので、そのお金がどこに、会館の何をしたらとか、ここのあれにしたらとか、そういう考え方がいいのか。もう一つ、よくお金に色ついていないという言い方しますが、そのお金があったからこそこれできたという、直結するものでもないと思いま



す。

どういった形をお望みなのかちょっと分かりませんが、少なくともこの風力も含めて、いろいろなところからいただいたお金だとか、産業によって起きているお金、税収とかそういったものを利用して、今、由利本荘市がこういったところで対応しているということでしかなくて、直球で、このお金でこれできたとか、建ったとか、やったというのをなかなか示していくというのが、どこまで求められるかちょっと分かりませんが、できないとも言いませんけども、その必要性も含めて、求められていることあたりは、まず少しずつそれらを研究しながらやっていくべきものなのか、その辺もちょっと考えてみたいと思います。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。20年間に山が削られてどうなったのかというような話とか、そしてちょっと考えもしなかったんですが、実際に健康被害を实名で訴えられる方も出てきたりとか、もちろん、経済的に潤っている地域もあるとか、そういったことも含めて、経済ばかりではなく、そういったところも含めて、それでは次にどうするかということを経験として、文章で表していただければなと思った次第でございます。

一般財源なので、特にどう使われるか分からない。今後20年間、洋上風力が稼働しても同じようなことで、市民には見えづらいお金の形ということで果たしていいのだろうか、そこら辺をちょっと伺わせてください。申し訳ないです。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 今、基金や一般財源に特化して話をしましたが、先ほど答弁したとおり、これは最近多いのか分かりませんが、風力の事業者じゃなくて、由利本荘市のいろいろな会社の方々等々から大変期待の声というのがすごく届きます。

経済効果等々について、またこの洋上風力だけではない、やっぱり陸上も含めてですけども、そうした事業にどんどん参画をしていきたいという事業者の方々や組織の方々から私にも声があります。

多分、今現在もそういった方々、いろんな事業者の方々がかかり、やっぱりこれは産業としてというか、会社として、これはぜひ積極的にやっていきたい。それが雇用にもつながったり、経済効果としてあるということなんだろうなというふうに思います。先ほどちょっと答弁しましたが、宿泊であったり、飲食業なんかの皆さんからも大変ありがたいと、特にコロナで疲弊した期間があった中で、今大変ありがたいんだという声というのは正直届いています。

そういった直球のお金だけではなくて、いろいろな市民生活だとか、経済、それから事業所、雇用、いろんなところでいい効果として出ている面も相当あるということを経験整理して、それをどのような形でというあたりは、ちょっと難しいところはありますけども、そういった声も届いていますし、私もいろんな機会を捉えて、こうした洋上風力に限りませんね、風力発電ですとか、こういった事業が今本市で行われていることにより、産業だとか、いろんなところで、雇用だとか支えていただいているといったあたりについては、この後もいろんな場面で、私も市民の皆さんにお話をして進めていきたいと思っています。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。本当に今ホテルは、ほとんど一番堰の方たちの予約でいっぱいということで、ほかにも関連する産業、由利本荘市は、湊市長が今そっちを頑張るんだという方向で、いろいろな企業の皆さんが湊市長の市政に注目をし、そこに経済の人たちが来てくださる。大変ありがたいことだと思いますし、今できました一番堰の寮のビル群を見ると、おお、すごいなと、つくづくと感心して見てしまうわけでありまして。これだけの人がここに来てくれたらということでありまして、あくまでもこの風力発電という一つの単独の事業に関して、もう少し市民に御理解いただけるような形でのアプローチをお願いしたところでありました。分かりました。

それでは、続いて大項目2、道路状況把握と対応についてであります。

その公式LINEアカウントの中で、さっきちょっと聞き漏らしてしまったのかもしれませんが、一番多かった情報、例えば電話でこんなことだとか、写真で、画像でどういったものが送られてきたのか、市民からの情報として、どういった形が一番多かったのかなということをお聞きしたいということでありました。お願いします。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問で、詳細は建設部長から答弁させますが、何が一番ということになるとあれですけども、先ほど私も話しましたが、道路の穴であったり、側溝の蓋の破損であったり、側溝の水の流れが悪いだとか、倒木があるといったような話というのが情報として非常に多いです。一番とかとなってくると、ちょっとそれは部長のほうから答弁させます。

○議長（伊藤順男） 五十嵐建設部長。

○建設部長（五十嵐保） ただいまの再質問にお答えいたします。

市民レポート機能での連絡というのは、住所、それから写真、あとどういう状況かというのを市民の皆さんが書いていただいて、こちらに送ってくるということでありまして、一つ、写真については、道路の穴ですと、穴だけ撮って送ってくる方が結構いるんですね。だから、その周りの状況も併せて送っていただければ大変こちらもお助かりますので、何とかよろしくお願いします。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） 私も、その画像だけ送ってしまった一人であります。申し訳ないです。

本当に多分いろいろな情報が、どれが一番とか、多いとか、少ないとかということなんだろうが、市民が一番見つけやすい、分かりやすい情報というものをもっと市民の皆さんから情報を上げていただくことで、道路を絶えず、本当に私、電話したときなんか、いろいろなところをすぐに対応していただいて、午前中言ったら、午後には現場検証して下さったりとか、大変本当にありがとうございます。

これほどまめに動けるのであれば、ぜひもっとたくさんの皆さんから情報を寄せていただいて、できるものから順に対処していただくという形を取るために、できればケーブルテレビなんかで、もうちょっとこの公式アカウントの使い方、道路で穴を見つけたらこんなふうにしてやるんだよ。二十六木の猫ちゃん、多頭飼いのお宅があるんですが、その前でも猫ちゃん死んでいたんですけど、土曜日だったんで、これは送っても

駄目かなとか思ったりしながら、ついついそういうことも考えてしまいました。

また、これは県道かな国道かな、じゃあ市に送ってもしょうがないかなということも思ってしまいました。そういったことも含めて、ぜひせっかくある機能でございますので、みんなが携帯を持っていて、由利本荘市のLINEというものに触れていただくと、もっともつとこの行政と市民とが近くなっていくのかな。道路状況から近くなっていてもあれなんです、そういった効果を御検討いただければいいのかなということでの質問でございました。どんなものでしょうか。

○議長（伊藤順男） 五十嵐建設部長。

○建設部長（五十嵐保） ただいまの再質問にお答えいたします。

ケーブルテレビで市民レポート機能の使用方法を流すということではありますが、実は昨年2月、市長が、「はっしん！由利本荘！！」で使用方法を説明しております。現在も、ゆりほんテレビの公式ユーチューブで視聴が可能となっておりますので、そちらで使用方法を確認していただければと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。そんなふうにごういったユーチューブで見られますので、どうぞ皆さんぜひ見てくださというふうなことも。特に雪解けの頃って道路がどうしても目に見えて気になってしまう時期があります。そういった時期には、ちょっと小まめにそういったことを市民にアプローチしていくとか、情報をリリースしていく方向でやっていただければなということでもございました。ありがとうございます。

続いて、大項目3、町並みの美化を損ねかねない目につく雑草の草刈りについてお伺いします。

現地調査なども行って、所有者に連絡をしているというふうにお答えをいただきました。その結果として、草を刈って対処していただけたのか、その後はどうなったのか、その結果をぜひ知りたいのですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問は市民生活部長から答えさせます。

先ほど阿部十全議員の質問の中で、一般市民と言いましたか、一市民がどこかの土地で草がばあっとなっている、そこに踏み入ることはできないといったようなお話がありましたけど、一市民の方だけではなく、市役所も基本的には勝手に人の土地に入るといふわけにはいかないわけで、これ一市民も市役所も一緒に、人の土地にといふんでしょいうか、勝手に入って草刈るなんていうのは、これはできません。

なので、少し景観となってくると、ちょっと分かりませんが、隣近所に御迷惑をおかけするような、そういったことになってくれば苦情とかあったり、いろんな危険だとか出てくれば、これは市としても、その所有者の方にまずしっかりと対応してくださいというお話をするというのがまず第一であって、市ですぐ行くと、やるというわけにはいきません。

今どれぐらいどうだったと言われても、どこか一つのピンポイントの話であれば、こういった対応をして、今こうなっているというのは答えられると思いますけれども、それについてどこをどうしたと言われても、なかなかちょっと今そこは数もありますの

で。

ただ、基本的には市としても勝手に入ってやるというわけにはいきませんので、まずは所有者の方にお話をして対応すると、すぐやってくれるケースもあるでしょうし、なかなかやってもらえなかったり、連絡がつかないというのものもあるか分かりませんが、そういう様々なケースがあるでしょう。

まず、一義的に市としては、所有者の方に連絡をしてお願いをするということになるかというふうに思います。

○議長（伊藤順男） 熊谷市民生活部長。

○市民生活部長（熊谷信幸） ただいまの再質問にお答えいたします。

誠に申し訳ございませんが、件数については、今ちょっと手元に資料がございませんので、後で御連絡を差し上げたいと思います。私が昨年から市民生活部に来てからは、数件、10件に満たない程度の連絡をいただいております。例えば、隣のうちから木の枝が、自分のうちにはみ出してきたので何とかならないかとか、それから隣の空き家に蜂が巣を作ったので、非常に危ないので何とかありませんかという御連絡をいただいております。そちらに関しましては文書で、こちらの連絡先も書いた上でお送りしまして、例えば、遠方の方であればシルバー人材センターを依頼するなどして、今のところは全て対処いただいております。

ただ、通知を差し上げてすぐ対応できるかと申しますと、先ほど市長が回答したとおり、なかなかちょっと時間もかかるケースもございますが、基本的には御連絡いただいた件については、全て解決していただいております。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。まさに行政としては、そういうふうな方向性でいかなければならないものと思いますが、何しろ今の状況でいきますと、空き家、空き地は増える一方です。

そして、中には所有者不明という空き地もございました。そのまた草刈りは誰がやるのか、今でも皆さん道路を通って、ちょっと脇を見ると、草がぼっと出ているところは、歩道でもどこでもそうなんです、空き家の前なんですよね。圧倒的に空き家、空き地なんです。それがいかにもちょっと貧相なまちに見えてしまう。今これから早めに行政が何らかの対策を取って、例えば、市の一斉クリーンアップですということをやっているというんですが、草は種類によって伸びる時期が全然違っていて、そのとき1回やればそれで済むというものでもありません。

その周辺に住んでいる方たちが何とか協力して、そういったこれから増えるであろう空き地、空き家、そういったものへの対処を自治体として指導するというか、リードを取っていく。例えば、ガイドラインとか、条例までいかなくても、何かそういった形でやっていかなければ、このまち雑草だらけと言うと怒られてしまうんですけど、雑草が目立ったまちになってしまうのではないかなという心配でございました。そこら辺はいかがなものでしょうか。自治体として何らかの方法、方策を取れないものかお伺いします。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） おっしゃっているお気持ちはというか、分からないわけではない。

ただ、例えばですけど、私が住んでいる町内なんかにも年に2回、春と秋とクリーンアップがあって、相当数の町内の皆さんが出てやります。私も、もちろん可能な限り行きますけども、かなりやりがいがあります。というのはどういうことかという、その前の日を見ると鬱蒼と雑草が茂っているということでしょうね。やるときは、かなりあります。

つまり、やった後を見れば、いや、きれいなまちだなんて見えるでしょうけども、やる直前とかを見たらかなり雑草がある。これ1年中通してきれいなまちをつくっていくと、これは各町内の方をお願いするしかないですけども、町内として、例えば年2回であったり、年4回やっていたところ、まず何とかというお願いはできるにしても大変だと、あとはいろんな町内であれば、御存じのように、昨今高齢化であったり、少子化であったり、町内自体にそうした力がなかなか出てこないというところがあります。そういったところを全部行政の税金でやっていくというのは、これはかなわないところがありますので、各町内、年2回やっていたところが1回しかできないんだということであれば、まず1回でもいいのでとお願いをせざるを得ないといったような現実もあります。

おっしゃるとおり、常に雑草のない、時期によって違うのは分かります。1年中というのはよく分かりますけども、思いとしては、きれいな雑草のないまちというのは、これは目指すべきところだと思いますが、現実なかなかなので、私も、今市長として分かった、やっていくとは、これは言えないです。お願いはいろんな場面ですることばできても、結果的にそれをやらないから条例をつくって、やらないから罰則するような、そういったものについては、それはできないというふうに考えています。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。特に、空き家、空き地に関して、とても目立ちます。いわゆる植え込みとか街路樹等のところも、それぞれ個人的にきれいにしてある方なんだなというところも見えますし、あっ、これは地域でやっているな、あっ、ここは除草剤を全部まいたところだなというふうに、それぞれに形態が違っているんですよ。

そういった市民の皆さんがやってくださっているところのお手伝い的なこと、それからもう一つ余談ではありますが、雑草が生えているところなんですけども、そこに実は花を一つちょっと植えると、その雑草もレイアウトの一つになる、雑草が邪魔でなくなっているというような事例もあります。これ札幌なんですけども、そういった事例もあります。1個この花をちょっと植えるだけで、きれいなまちに見えちゃう不思議な状況であります。そういったこともありますので、何らかの形で、これから増えていく空き家、空き地に対してのもうちょっとまちをきれいにするということに関しては、市民の皆さんも協力したいと思っていると思うので、ぜひそういった方向性をもう一度御検討いただきたいということをお願いして、次の再質問に入らせていただきます。

続いて、大項目4、石脇地区通学路の安全に登下校できる環境づくりについてであります。見ましたところ地域の皆さん、それから保護者の皆さんからもアンケートを取られて、ちゃんと全部要望が出てきておりました。大変大事なことだなと思って、また市民の皆さんのお声も本当にそのとおりでなというふうに思います。それ全部には対処

できないにしろ、そういったことを教育委員会、そして市はどのような方向で受け止めながら、できること、できないこと、そしてそれをどれくらいのスパンで、例えば毎年やっていたらいいのか、もしくは学校によって違うのかなどなど、ちょっと参考までに教えていただければと思います。お願いします。

○議長（伊藤順男） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） 阿部十全議員の再質問にお答えします。

通学路の安全点検に関しまして、例えば令和4年度であれば、小学校13校区ありますけれども、その中で39か所上がってきています。各学校の中で優先順位を決めて、それを全体のものに上げてきていただいて、石脇地区であれば4か所、それが上がってきています。

令和5年度であれば、小学校区全体で48か所が上がってきていて、石脇地区でそれも4か所上がってきています。それについては、全てのところについて関係機関と協力しながら点検をして、順位を決めながら改善を図っていくということで、その報告も毎年行っているということで、毎年それを見直ししながら、駄目なところを改善していっているというのが実際であります。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。私、ちょっと学校のホームページで見せていただいたんですが、これは新山小学校でありましたが、通学路危険箇所の調べというのが今年のものでございました。このようにたくさんの要望を各学校で公開しており、資料を私も見る事ができております。

各地域からのこうした声、今回はその中から重要な部分を拾ってということなんですありますが、こうしたところで、例えば小さな答えかもしれないかもしれませんが、どこそこをお願いしていただいただけませんかとか、そういったことに対処していかなければならないような事例もあったなというふうに思っておりましたが、代表的なものはやりますが、全体的に細かいところまでというのはなかなかいかないところなんではないでしょうか。

○議長（伊藤順男） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの再質問にお答えします。

設備として、もしくは整備としてやらなければいけないものについて、上がってきたものに対しては優先順位をつけてやりますけれども、それ以外の危険箇所等についてもたくさんの御意見いただいていますので、それについては見守り隊とかを含めて、注意喚起をしながら、安全管理に努めているというところでもあります。

○議長（伊藤順男） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。こうしてたくさんの地域の皆さん、保護者の皆さんからの声を受けて、教育委員会としても、ぜひ子供たちを中心に、親の都合とか地域の都合ではなく、子供たちのためにというふうに動いていただきたい。その一例が子吉地区の立て看板の多さかなということもつくづく感じました。

そういった、地域がみんなで子供たちを見守っているんだよという姿勢を見せてくださるということも大事なのかなと思ひまして質問させていただきました。今後ともひとつよろしく願いをいたします。ぜひ子供たちのために、一肌も二肌も脱いでいただきたいというところでございます。

それでは、続いて大項目5、学校プール使用について、(1)市内小学校のプールの夏休み期間中の使用状況についてであります。

先ほど人数も聞かせていただきまして、いわゆる日にちも教えていただきました。まさに教育長おっしゃるとおり、今年の猛暑ですから、何が何でも入れというのはかえって危ないという、数字で表れるものではないとは思いますが、いわゆる水の事故ということ、自分が水に親しんでいけば、少しは防げる事故というのものもある。子供たちは、特にそうだと思うのです。そういった教育というものを何年間かやっていない学校とかがあったとすれば、余計必要なことだったのではないかな。今こそコロナが明けて、皆さんで水に親しんでもらって、ちょっとでも自らの命を自分で守れるような方向性というものに目配り、気配りというものをしてもらえれば、プールを残念ながら使用できないということを発表してしまったその後、教育委員会が一生懸命やってくださってオープンできたということによかったなというふうには思いますが、そういったことを感じております。

今後はプールをどうするのかということを知りたいんですが、大内はB&G使ってくれと、学校のプール使わないんだということであれば、もしかすると、学校のプール要らないんじゃないという、B&GがあるところはB&Gで間に合うんじゃないというふうな見方もできないではないかと、ふとそんなことを思った次第でございますが、そこら辺はいかがでございましょうか。

数字も伺いましたが、その数字の中にB&Gを使ってくださいというところもありましたので、そうすると、学校のプールを使わなくてもいいというふうな事例も出てくるのかなという将来です。どのようにお考えか、お願いいたします。

○議長（伊藤順男） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの再質問にお答えします。

まず、教育委員会といたしまして、子供たちの水に親しむプールの指導というのは非常に重要なものとして捉えております。プール使用に関しては、基本は体育の時間、教育課程の中で行っています。それは小学校が中心になっていますけれども、それは本当に大切に命を守る一つのすべですし、最後には、例えば救命のためのものとか、そういうこともやっていますので、大切なものというふうには捉えています。

ただ、夏休み期間に関しては、今までのずっとした歴史の流れの中で、子供たちにプールに親しむというか、水に親しむ機会として捉えていますので、一つ、そこは線引きが必要かなと思っています。

私が小っちゃい頃は、それこそ川で泳いだ時期から、プールができて、プールで泳いでいる時期、そういうふうにしてありました。今いろんな施設ができたときに、夏休みのプールに関してどこまで管理を行き届かせてやれるかというのは微妙で、なおかつ小学校のプールに関しては子供たちが入るプールで、例えばほかの大人と一緒にいるとはなりません。

そういうところも考えたときに、トータルとして子供たちの安全を見ながら水に親しむ機会をどう持っていくかについては、今後検討すべき課題だなと思っています。今すぐどうのとは言えないんですけども、総合的に見たときに、今学校では、夏休み前は学校のプールを使って、夏季休業中はB&Gを使ってとか、そういういろんなやり方をし

ていますので、それらを含めて検討してまいりたいと思っています。

○議長（伊藤順男） 1 番阿部十全さん。

○1 番（阿部十全） ありがとうございます。プールそのものは、いろいろな用途と言うと変ですが、防災だったり防火だったりとか、たくさんの役割がほかにもあるわけで、そういったことも含めて、今回の事例を一つのきっかけとして話し合い、検討していただければありがたいなというふうに思っております。

5 の（2）使用しないことになった経緯について、先ほどもお話しいただきましたが、本当に人員不足というのはいつ頃から、毎年のことなのでとっくに分かっていたことだとは思いますが、そこがこういうふうになってしまったということについての経緯をちょっとお話ししたいということでございました。

○議長（伊藤順男） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの再質問にお答えします。

夏休み中の学校のプールの設置に関しては、基本的に今までの歴史の中で学校が主体となって行っていましたので、その報告を教育委員会がいただいて、そこに対する人件費等についても教育委員会から支払うと、そういう形を取っているのが具体的に、例えば監視人を誰に頼んで、何人頼んでというのは学校が今までずっとやってきたところでした。

今回、それができなかったというのが後で分かった話で、プールを開設しませんという報告だけがぽんと来て、その後こういうことがあったのでというのが後づけで分かってしまったので、教育委員会としては、だったら私たちが探しましょうというので一生懸命やったところであります。この仕組みがいいのかどうかは、今回を機会に考えなければいけないところなので、検討して、来年度にはよりよい方向を考えていきたいと思っています。

○議長（伊藤順男） 1 番阿部十全さん。

○1 番（阿部十全） ありがとうございます。私も、その話を聞いておりました。本当にこういったいろいろと大変なことに心を砕きながら、より子供たちのためになることを進めてまいりたいと思っております。

5 の（3）夏休み期間中の学校プール使用の意義と方向性については、先ほど教育の意義ということについても触れていただきました。この子供たちがここで育って、学んでいっていただく、その場所をつくるというか、環境をつくる大変なお仕事だと思いますが、これからもどうぞよろしく願いをいたします。

以上をもちまして質問を終わります。

○議長（伊藤順男） 以上で、1 番阿部十全さんの一般質問を終了します。

この際、午後 1 時まで休憩します。

午後 0 時 0 9 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（伊藤順男） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

6 番松本学さんの発言を許します。6 番松本学さん。







れるであろう現代の子供たちの教育を任される我々は、一瞬たりともその現実から目を背けることは許されないと認識すべきと考えます。

そこで大項目1、教育長再任より今後3年間の教育長としての役割について、(1)現代に即した本市らしい教育方針について、①本市にふさわしい教育行政の推進とはについてお伺いいたします。

当然のことではありますが、今の子供たちにとって、子供として過ごす期間はまさに今しかありません。今与えられた学びを持って未来へ向かうしかない。そういった意味では、市長以上に教育長の本市の未来に与える影響は大きいとも言えます。前回の6月議会において再任され、今後3年間の本市の教育行政のかじ取り役として任された教育長としての役割と、令和5年度由利本荘市の教育、基本理念や基本方針の認識について、特に学校教育についてお伺いするものです。

社会状況の変化目まぐるしい現代において、子育て、教育はまちの未来づくりそのもの。社会の急速な変化に対応する本市にふさわしい教育行政の推進について、これからの子供たちの未来と本市の将来を見据えながらという部分、そしてSociety5.0などの社会の急速な変化という部分への対応について、特に本市にふさわしいという点を踏まえながら、現段階での実例や今後の実施計画などあればお伺いいたします。

続きまして、大項目1の(1)の②社会変化に対応する従来の仕組みや枠組みを超えた新たな学びの姿とはについて。

現代に即したこれからの教育の在り方について、少子化が進むにつれ、これは多少私の肌感覚もありますが、保護者の学校教育への関心は年々高まっているように感じられます。教育長の令和5年度教育方針の説明の際、学校教育について、社会変化に対応する従来の仕組みや枠組みを超えた新たな学びの姿の構築が喫緊の課題であると発言がありましたが、私もまさに今そのときが来ている、従来の仕組み、従来の枠組みではフォローし切れないだけの社会変化が、教育に限らず様々な場面でひずみを生じさせていると感じております。

そこで、超えるべき従来の仕組みや枠組みとは、対応する新たな学びの姿とは、現段階での認識、実例や今後の実施計画などあればお伺いいたします。

大項目1の(1)の③由利本荘市教育支援センターは、誰一人取り残さない個別最適な学びの実現へどのような役割を果たすのかについて、今、日本中の小学校、中学校では不登校児童生徒が増え続けているという問題があり、本市でもその傾向が見られると聞いております。もはやこの傾向を問題と捉えること自体が差別を生み、そういった現状を理解できない家族や周りの方々の悩みになってしまい、結果、本人にとってさらなる負担となってしまうというように悪循環が起こってしまっているのではないかと感じられます。非常にデリケートで難しい問題ではあると思いますが、真っ先に救うべきは、もちろん児童生徒本人であり、不登校が増加傾向にある現代において、その対応は急務であります。そんな中で誰一人取り残さない個別最適な学びの実現という、非常に力強い目的を含む教育支援センターへの期待は大きく、特に不登校児童生徒を持つ保護者の方々にとっては言うまでもありません。

そこで、教育支援センターの役割とは、不登校児童生徒の現状と教育支援センターへ通う人数、全不登校児童生徒数との割合、誰一人取り残さない個別最適な学びの実現へ

の直接的取組、現在の課題、目指すところ、センターで働く職員の特徴等、どのような人材配置になっているかお伺いいたします。

大項目 1、（2）教職員の働きやすさ、あるべき姿について。

学校教育の現場において教職員に関する問題、過重労働や教員不足などがメディアなどでも取り上げられ、その結果、授業の質の低下などが不安視されています。

本会議の初日で行政視察の報告がありましたが、私が所属する教育民生常任委員会で視察させていただいた和歌山県の私立の学校、きのくに子どもの村学園は、自分たちのまちにも学校をつくってくれという要望もさることながら、この学校の教師になりたいという要望も多いと聞きました。教員全員の給与額が一律で決して高くないそうで、給与目的ではないということから、教育目標や基本方針、または児童生徒との関わり方などに魅力があるのではないかと推測されます。生き生きとし、やる気に満ち、自分自身が楽しく授業を行う教師の存在があるとすれば、これほど子供たちの学びにとっていい影響を与えるものはないのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。教職員の働きやすさ、働き方のあるべき姿について、教育長就任時より、これまでに見えた現状と課題について、現代ならではの教職員の苦悩やそれを解決しようとする取組は、教職員への研修、学習会等の内容、実施状況の現状は、子供たちの学びを直接導く立場にある教職員が今後どうあるべきかなど、教育長のお考えをお伺いいたします。

続きまして、大項目 1、（3）本市の教育方針、目標の実現に向けた教育長の役割とは。

今回の私の一般質問全体の大項目 1、大項目 2 を含む全体のテーマ、趣旨は、今後ますます少子高齢化が進み、人口減少に歯止めの利かない社会状況が続くとき、おのずと地域経済は縮小し、地方自治体の行政サービスや社会インフラの維持が困難になると分かっている世の中で、その時代の由利本荘市の難しいであろうかじ取りを任される若者たちを育てる、できる限りよりよく育てるという使命を担う我々、大人のやるべきことを明確にし、教育行政のできることは、今の現役子育て世代がそれぞれに考えるべきことは、その上の世代、下の世代ができることは一体何なのか、それを明瞭化する。そのために教育行政の一部である学校教育に焦点を絞り、方向性を確認するということでもあります。

そこで、繰り返しになりますが、大項目 1、教育長再任より今後 3 年間の役割について、本市の教育方針、目標の実現に向けた教育長としての、特に学校教育へ対する役割についてお伺いいたします。

続きまして、大項目 2、学校教育における市民の願い、疑問について。（1）学校を休んだ際の授業のオンライン中継について。

先ほども申したように、今後訪れるであろう時代の社会状況を鑑みるに当たり、様々な行政サービスが縮小される中で、いかに工夫を凝らし、みんなが幸せに暮らしていける社会形態を構築できるのかが、各自治体の生命線となることは明らかであります。そのためにはまずは自助、共助、公助の線引きをはっきりと市民に分かるように示すこと、様々な問題に対し市政と市民が意識を共有し、それぞれの強みを生かし合いながら問題解決に共に取り組むという社会モデルを今からつくり上げる必要がありますし、一

つ、やはり20年という単位ぐらいの未来を見据えることができ、そのビジョンを示し、市政の運営を行える市長、市役所職員、そしてそれらを見通し様々な判断ごとに市民の声を届けることができる我々議員。それが、今このまちで暮らし、そしてこれからもここで暮らしていく、生きていく市民が当たり前のように求めていることでもあります。

そういった観点から大項目2に関しましては、ほかの自治体で取組が始まり、ニュース、新聞などのメディアで紹介されることで、それは確かに本市でも共通の問題であるな、では、なぜ本市ではそういったサービス、仕組みづくりが行われないのかな、もしかしたら既にどこかで計画され進められているのかなというような疑問が生まれる事柄について、本市の現状、それを実現するためのハードルやリスク、生まれる不公平感など、細かにクリアするための条件を公開することにより、その困り事の解決策が、市の取組として、または民間の事業として、または双方の協力によって見出すことができるのではないかとという視点に立ち、今回のテーマである、特に学校教育に関わる3点について各所管に伺うものです。

本市では、かねてからICTを活用した授業の推進に力を入れています。2021年には国のGIGAスクール構想に伴い、県内の小中学生にデジタル端末を1人1台貸与が実現すると、市内の県立大学本荘キャンパスとの連携を進め、ICT支援員を県内でも先進的に、かつ効果的に活躍できる仕組みを構築するなど、地元の産・学・官連携の好例として評価できる一方で、ではなぜ、そのICT活用の先進地である本市で授業のオンライン中継ができないのかという声が出るのも必然なのかもしれません。

3年前に発生し世界を混乱に陥れたコロナ感染症の波は、我が国日本をもあつという間に飲み込み、本県、本市といまだにその呪縛から完全に抜け出すことができていない状況にあると言えます。学級閉鎖は日常化し、児童生徒個人個人の体調管理は保護者に任されているとはいえ、学校を休ませる判断という基準は、コロナ以前より確実に下がってきている。まあ多少熱はあるが、学校で友達と遊んでいる間に治るだろう、授業の遅れのほうが心配だなどとはいかないのが今でありますし、保護者の方々には、学校に迷惑をかけないために休ませているという感覚も多少なりともあるのではないのでしょうか。

そういった状況の中で、タブレット配付がなされているのに、家で授業を見ることすらできない、これはどうにかならないのだろうかという市民の声があります。欠席児童生徒のための授業のオンライン配信は可能か、計画はあるかお伺いたします。

大項目2、(2)学童での給食、弁当システムについて。

子供が長期休みになるたびに、特に共働き、片親世帯の親が頭を悩ませる学童へ持たせる弁当作り。ふだんより1時間以上早起きをして、毎日メニューを考え、食中毒対策にも神経を使いながら用意する。働くために預けているのに負担が重いという意見から、保護者と子供を支援する一環として、弁当または給食などを提供している自治体も出始めています。

こども家庭庁の発表では、全国995市区町村、学童保育1万3,097か所のうち、昼食提供を行っている学童は2,990か所で全体の22.8%。既に5分の1以上が何らかの形で昼食提供を行っているという現状です。

その方法は様々。毎朝注文を取り、給食事業者が弁当を各児童館へ配達するという方

法もあれば、民間事業者と提携して弁当を用意するといった方法。必ずしも市税を使い、さらなるサービスをとという考えのものはむしろ少なく、もちろん弁当、給食代金は利用者の負担。自治体の役割は、事業者同士をつなげ、困り事を解決しながら事業化の手伝いをするといった印象を私は事例を調べながら受けました。余った給食食材の有効活用や食品ロス、地元のいわゆるはじき野菜を活用するという事例もあり、工夫すればほかの異なる問題の解決にもつながる可能性もあるようです。

そこで、本市の学童での給食、弁当システムについて、現状そういった計画があるのかお伺いいたします。

大項目2、(3)市内の子育てサークル、団体、子育て応援イベントに対する市の応援体制、連携体制はについてお伺いいたします。

全国の自治体では、国に先立ちフリースクールの運営、さらにはそこに通う子供たちがいる世帯に補助金を出すなどの動きが徐々に広がっています。これは、教育の多様性、誰一人取り残さないといった目的の補助的な役割のもので、多様性に対応するためには単純に多様な選択肢が必要ですよねということであり、誰一人取り残さないということは、自治体の用意する、例えば本市でいえば、教育支援センターで不登校児童生徒全員をフォローできないのであれば、違う選択肢の居場所を選ぶしかない児童生徒だけが負担が大きいのはおかしいですよねというような声に寄り添ったものであり、それほど不登校問題の解決策への需要が高まっていることの現れでもあります。不登校問題に限らず、子育て、教育に関する市民の関心は、子育て世代だけでなく、様々な世代より本市の未来を担う存在である子供たちに常に向けられています。

民間の中にある子育てサークルには、不登校児童生徒を救う目的であったり、子供たちに様々な経験による学びを提供したりと、市の目指す教育と同じ目的のものも多く、情報収集、イベント運営資金調達などに苦慮されたり、逆にどうして学校に行けないのか、どうなれば通えるのか、教育支援センターに通わない理由は何なのかなど、よりリアルな市民の意見が集約されているということもあり、連携、意見交換、市からの応援などの官民一体の体制づくりが必要ではないかと考えられます。

私が市内の子育てサークル、団体、子育て応援イベントに聞き取り、またはイベント運営に関わらせていただきながら感じるのは、市に何か言っても分かっていない、分かってくれないんじゃないか、何もしてくれないんじゃないかというような、ある種、諦めのような感情があるのではないかと感じます。

その一方で、市の目指す教育、これから訪れるであろう時代を生き抜くための新たな学び、そして何より子供たちの未来を案ずる気持ちは、今の子育て世代が感じているそれと大きく乖離するものではありません。そして今、本市がやるべきことは、様々な悩み、困り事、または子供たちにとってとてもよい学びにつながる市民団体の活動を知り、共に現状や知識を共有し合い、それぞれのできること、強みを生かし合いながら、共に子供たちを育てていくための体制づくりではないでしょうか。

改めまして、今から20年後の本市の予測できる未来は、人口統計だけ見れば、それはそれは厳しい社会状況であると言えます。しかし、それはあくまで、まだ現実になる前の未来への、我々現代の大人たちの凝り固まった常識が思い描く幻想でもあるとも言えます。ただ一つ確実なことは、このまま今のまま、何も変えずに時を過ごすことがいい

未来へつながることはないということです。

令和5年度由利本荘市教育方針の学校教育の目標は、「人間性豊かで進取の気性に富む、たくましい子どもの育成」とあります。進取の気性とは、従来の習わしにとらわれることなく、積極的に新しい物事に取り組んでいこうという気質や性格を指しますが、この目標を掲げ達成を目指すときに、何よりも先に、この進取の気性を体現し、従来の習わしに決してとらわれず積極的に新しい物事に取り組むべきは、我々大人自身であります。

本市の未来に大きく関わる学校教育の在り方、その人間性の大部分がつくられると言われる大切な時期、まち全体で子供たちを育てていく体制づくりへの道筋の入り口として、市内の子育てサークル、団体、子育て応援イベントに対する市の応援体制、連携体制の現状についてお伺いいたします。

以上、大項目2点につきまして、壇上からの質問を終わらせていただきます。御答弁のほう、よろしくお願ひいたします。

【6番（松本学議員）質問席へ】

○議長（伊藤順男） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、松本学議員の御質問にお答えいたします。

1、教育長再任より今後3年間の教育長としての役割について、2、学校教育における市民の願い、疑問についての（1）学校を休んだ際の授業のオンライン中継については、後ほど教育長からお答えいたします。

初めに、2、学校教育における市民の願い、疑問についての（2）学童での給食、弁当システムについてにお答えいたします。

長期休業中に昼食を提供している放課後児童クラブ、いわゆる学童保育が一定数あることは、こども家庭庁による調査結果から承知しております。

長期休業中の学童保育への学校給食の提供につきましては、調理機器のメンテナンス等のため、学校の調理場や給食センターを使用できない期間があることや、調理施設から学童保育施設までの配送手段や調理に係る人材確保など課題が多いことから、現状では難しいものと考えております。

また、弁当事業者による弁当の配達も一案と考えられますが、学童保育を利用しているそれぞれの児童に合わせた献立を日替わりで作成し、調理・配達できる事業者の有無、注文の取りまとめや集金の方法などを調査し、課題を整理する必要があることから、現状では計画の立案には至っておりません。

市といたしましては、他自治体の取組を参考にするなど、保護者及び学童保育運営事業者の双方にとって、より負担の少ない、長期休業中の食事提供の在り方を研究してまいります。

次に、（3）市内の子育てサークル、団体、子育て応援イベントに対する市の応援体制、連携体制はについてお答えいたします。

市では年に一度、子育てサークル同士の活動内容の情報交換会を開催しているほか、サークルなどが主催するイベント情報を定期的に市広報、ホームページ、子育て支援アプリふぁみりあに掲載し、広く周知するなどの支援を行っております。

加えて、イベントの財源として、市の地域づくり推進事業補助金を活用していただくなど、運営面での支援もしております。

また、子供に関する相談で来庁される方々に対しましては、ニーズに応じて民間子育てサークルの活動や教育施設を御紹介するなど、教育委員会を含んだ連携体制が整えられております。

市といたしましては、引き続き子育てサークルなどの民間団体の活動に関する情報の効果的な発信や運営への支援を行うことで、子育て環境の魅力向上につなげてまいります。

私からは以上であります。

○議長（伊藤順男） 秋山教育長。

【秋山正毅教育長 登壇】

○教育長（秋山正毅） 松本学議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

初めに、1、教育長再任より今後3年間の教育長としての役割についての（1）現代に即した本市らしい教育方針についての①本市にふさわしい教育行政の推進とはについてお答えいたします。

市の将来を担う子供たちが、これからの社会の急速な変化に対応していくためには、市が持つコミュニティ・スクールを核とした様々な取組や特色ある教育資源などを最大限に生かした教育行政の推進が重要であると考えております。

市には県立大学や本荘由利産学共同研究センターという恵まれた財産があり、ICTを活用した教育の推進は、市の強みを生かした独自の取組となっております。産・学・官連携により、子供たちのICT活用能力を育み、主体的・協働的で個別最適な学びを推進する大きな力となっております。

また、これからの時代に必須となる英語や数学に興味・関心のある生徒を対象に、国際教養大学や県立大学の先生の協力の下、発展的な内容の授業を行う中学生アカデミーを実施し、将来の進路への目的意識や高い理想を目指す人材の育成を図っております。

さらには、ゼロ歳から就労までの継続的・系統的な支援体制の構築として、就学支援員と学校間連携コーディネーターを配置するとともに、早期からの相談体制の整備や園・学校訪問による実態把握、個別の支援計画を基にした支援などを関係各課や外部機関と連携しながらきめ細やかに行っております。

今後もこのような地域力を生かした市独自の取組をさらに発展させながら、「人間性豊かで進取の気性に富む、たくましい子どもの育成」に取り組んでまいります。

次に、②社会変化に対応する従来の仕組みや枠組みを超えた新たな学びの姿とはについてお答えいたします。

現代社会は少子高齢化やデジタル化などが急速に進み、また、大きな自然環境の変動が頻発するなど予測困難な時代であります。そのような社会変化を乗り越えて、子供たち一人一人が豊かで幸せな人生を送ることができるような新たな学びの姿が求められております。

これまで学校では、一つの学習課題や同じ学習方法による教師主導の一斉授業を中心に、子供たちの力を育ててまいりました。今後は、このようにして培われた力を生かし、個々の課題や興味・関心、進度等に応じた学習の方向性や方法を自ら選択・調整で



きる能力や態度を身につけることが重要であるという考え方の下、個に応じた指導の充実に努めているところであります。

実際、最近では、理科の時間にタブレットを用いて様々な角度から植物の写真を撮り、自分の見方で考察し、みんなに伝える活動が展開されている小学校があります。また、ある中学校では、体育の球技の授業で動画を用いて、グループごとに複数の攻撃パターンから自分たちに合った方法を見つけて練習したり、検証したりする活動を行っております。

これらの事例を職員間で、また学校間で共有し、新たな学びに向けた研修と実践につなげる取組を推進してまいります。同時に、これまで行ってきた様々な体験活動や探究的な学習を発展させ、子供同士が互いの異なる考えや価値観を認め合い、個々のよさを生かし高め合いながら、共に課題を解決していく協働的な学びのさらなる充実に推進してまいります。

今後も、多様化する子供一人一人の可能性を引き出し、それを伸ばすことができる、より魅力ある子供たちの学びを目指してまいります。

次に、③由利本荘市教育支援センターは、誰一人取り残さない個別最適な学びの実現へどのような役割を果たすのかについてお答えいたします。

今年度開設した由利本荘市教育支援センターは、全ての指導員が協働しながら、児童生徒、保護者、学校、教職員を多面的・包括的に支援していく役割を担っております。

教育支援センターの職員は、学校の管理職等の教職経験、教員免許を持つ指導員で構成されており、豊富な経験と知識に基づいた様々な支援を行っております。

不登校児童生徒が通級する適応指導教室において、指導員全員で子供に関わりながら、多角的に子供の状態を観察し、一人一人に適した学習支援を行っており、加えて創作活動や社会体験活動、悩みや不安への相談活動等、自立や社会生活への適応力の育成に向けた支援の充実に努めております。

今年度の市内小中学校の不登校児童生徒は、小学校36名、中学校64名、計100名を数え、そのうち適応指導教室に通級する児童生徒は17名であります。学校以外の学習の機会を持たない児童生徒や、適応指導教室に在籍していても通級が困難な児童生徒もあり、学校だけでは十分に対応できない現状にあります。そのような児童生徒へどのように関わり支援していくかが課題であり、ICTを活用するなどした個に応じた学習支援を検討しているところであります。

また、現在は学習を中心とした支援に取り組んでおりますが、今後は、関係機関との連携を図り、子育てや福祉に関する課題に対応しながら、社会復帰に向けた支援の充実に目指してまいります。

次に、(2)教職員の働きやすさ、あるべき姿についてにお答えいたします。

教職員の業務は、授業やその準備のほかに、放課後の会議や成績処理、通信の作成、保護者面談、PTAや外部機関との連絡業務など多岐にわたっており、その働き方が課題となっております。

そうした中で、各学校ではICTを活用して事務処理の軽減化を図ったり、ノー残業デーを設けたりするなど、工夫しながら働き方の改善を図っているところであります。

教職員に時間的・精神的な余裕が生まれ、自身の生活を豊かなものにすることが、子

供たちへの指導の充実につながるという考え方を今後さらに広げ、業務の効率化と軽減化を進めてまいります。

また、学校の小規模化も課題であります。各学校内の教職員数の減少により、一人で行う業務が増えるケースや学級経営、学習指導等の悩みを校内で相談することが難しいケースがその例として挙げられます。市では、このような教職員の悩みや不安の解消、軽減を目的とし、教育委員会や教育支援センターに相談窓口を設けております。

この学校の小規模化は、クラス替えのない固定化された集団の中にいる子供たちにも影響を与えております。学校では、オンラインを活用した他校との交流の機会を設定し、学びを広げコミュニケーション能力を高める学習をするなど、具体的な取組を進めているところであります。

学校における教育活動の現代の課題を解決し、より質の高い学級経営や学習指導等を行っていくために、教職員は、県の教職員キャリア指標を基に経験年数や専門分野に応じた研修会に参加したり、学校の実情に応じた校内研修会を計画、開催したりしております。また、市でも、年3回の教職員の全体研修会のほか、初任者研修会、初期層研修会、各専門研修会を開催し資質・能力の向上を図っております。

今後も、教職員の多忙化の軽減を図りながら、職員一人一人の持ち味を生かし、新たな指導をつくり上げていくために学び続ける教職員の育成に努めてまいります。

次に、(3)本市の教育方針、目標の実現に向けた教育長の役割とはについてお答えいたします。

市の教育方針、学校教育の基本目標として、「人間性豊かで進取の気性に富む、たくましい子どもの育成」を掲げております。全ての子供たちが自分の夢や目標を持ち、一人一人のよさを発揮しながら、その実現に向けて努力することができるよう、様々な施策を展開しておりますが、次の世代の子供たちを育てていくことの難しさについて、絶えず思いを巡らせているところであります。

今、社会は多様な価値観やデジタル技術の進歩などにより大きく変わろうとしております。私自身が受けた教育、そして教師として学び、伝えてきた教育は、それぞれの時代において社会に求められる人間の育成を目指してきておりましたが、教育の不易と言われた部分でさえも、現代では様々な見方があり、時代の変化、新しい価値観にしっかりと対応していく必要があると捉えております。

そうした状況や課題を一つ一つ整理し、従来の教育に求められていた学びの姿だけではない部分をどう捉え、教職員、子供、保護者、地域と共通理解を図りながら、新たな学びの姿として具現化していくのかが、これからの教育における大きなテーマであると捉え、教育長としての私の責務であると考えております。その実現に向けては、柔軟な発想とチャレンジする気持ちを忘れずに、教育委員会一体となって取り組んでまいります。

次に、2、学校教育における市民の願い、疑問についての(1)学校を休んだ際の授業のオンライン中継についてにお答えいたします。

市では、児童生徒一人一人の学習の機会を保障するために、学校のみならず家庭においても、児童生徒が配付されたタブレット端末を確実に利用できるように、家庭へのWi-Fi機器の貸与等にも取り組んでまいりました。

オンライン授業につきましては、現在、試行錯誤を積み重ねながら実践を進めているところであり、具体的には、適応指導教室の通級生がタブレットで学校の集会を視聴したり、欠席した生徒や不登校生徒が自宅からオンラインで授業に参加したりしております。

今後は、オンライン授業による学びの機会の保障だけでなく、児童生徒やその保護者との面談や児童生徒同士の交流といった、人と人をつなぐツールとしてICTを用いるなど、効果的なICT活用の在り方について、さらなる取組を進めてまいりたいと考えております。

引き続き、児童生徒の継続的な学びの機会が保障されるよう、これまで積み重ねてきた実践を広げ、児童生徒の支援体制の一層の充実を図ってまいります。

私からは以上であります。

○議長（伊藤順男） 6番松本学さん、再質問ありませんか。

○6番（松本学） 御丁寧な答弁、誠にありがとうございます。

大項目1、教育長再任より今後3年間の教育長としての役割について、(1)の①本市にふさわしい教育行政の推進とは、②社会変化に対応する従来の仕組みや枠組みを超えた新たな学びの姿とはに関しては、やはり教育方針などを見ますと、いわゆる文科省が掲げている教育方針にのっとったものということで、それをいかに本市の特徴を捉え、本市ができることによって、いかにかみ砕いてそれを本市なりに推進していくかというのが、やはり一番の本市の力量だと思います。そういった中で、その辺を中心にお答えいただきました。誠にありがとうございます。

再質問ですが、こちらの大項目1、(1)の③由利本荘市教育支援センターは、誰一人取り残さない個別最適な学びの実現へどのような役割を果たすのかの件ですけれども、お伺いした小学校36名、中学校64名、計100名の方の不登校児童生徒の中の17名の方が来ているというお話でしたけれども、まず、この数でいってもまだまだというか、半分以上の方がここに来れないというような状況の中で、この理由ですね。

例えば、17名なので83名の方とコンタクトがそもそも取れるのか、例えば親御さんとお話ができるのか、もしくはその児童生徒の方たちとお話ができるのか、その辺ちょっとお伺いしてもいいですか。

○議長（伊藤順男） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） ただいまの再質問にお答えします。

100名の児童生徒が不登校になっているというこの現状の中で、私たちのほうで正確な数字を今すぐにお答えすることができないので、再度確認してお伝えいたしますけれども、1点は、子供がほかの人に会いたくない、関わりたくないという人が一定数います。そこは、例えば担任の先生が訪問しても会うことができないという現状もあります。

そのほかに、学区が広くて頻繁に行けないというものもあります。先生が来れば一応会ってくれるんだけど、かといって担任の先生が毎日のように行けないということで、なかなか関わりが十分に持てないという事例もあります。

そういう状況の中で、本市の中で何ができるかというのは、やっぱり学校ごとに条件が違うので変わってはくるんですけれども、この支援センターの役割をより深くしなが

ら関わりを強くしていきたいなというのと、学校が直接やっていたものをもっと多面的にやって、この先生とは苦手だけれども、ほかのところだったら相談ができるという子供が実際いますので、そういういろんな関わりの中でその子供が選択できるという機会は増やしていきたいなというふうに考えています。

○議長（伊藤順男） 6番松本学さん。

○6番（松本学） ありがとうございます。やはり誰一人取り残さないという目標を掲げる以上は、これは今お話を聞いていても、すぐに、いや、じゃあこうしたらいいんじゃないかというのが簡単に出ないような難しい問題だと思いますけれども、ぜひ、いろいろな形を取りながらというか、まさに教育長が先ほど、チャレンジしていくんだというお話もありましたけど、そういったことを続けていっていただいて、まさにこの由利本荘市で誰一人取り残さない教育というのを実現していただきたいなと思いました。

続きまして、大項目2、学校教育における市民の願い、疑問についての（1）学校を休んだ際の授業のオンライン中継についてですけれども、こちら試行錯誤中というお話でしたが、例えば誰かが休みました。その授業を家でタブレットで見ることができるという状態にするには、お金的な部分というか、どのぐらい、例えばカメラを1台設置するようなことになるのか、何かその辺の試算があれば教えてください。

○議長（伊藤順男） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） 欠席した児童生徒に対するオンライン授業ということで再質問にお答えします。

まず1点、私たちが前提として考えているのは、病欠で、その子供が体調が悪くて休んだりしたときには、そっちを治すことを最優先してほしいということです。病気で休んだらまず治せて、その中で復活したら出てきてほしいなという思いが一つあります。

それからもう一つは、オンライン授業で見ているのと、例えばこっち側で普通の子供が見ているのでは、オンラインって基本的に一方通行になりがちで、例えば分からないところを聞くとか、そういうやり取りが非常にやりにくくて、流している感じのほうが強くなってしまいますので、そういうデメリットもあるので、それらを含めてどういうふうにやっていくかなと考えています。

一般の学校の中でオンライン授業をやっている学校もあるんですけども、それは見せている、でも相手が限られた子なので、そこでのやり取りがちょっとできるんです。それも聞き取りながら対応しています。

これが、例えば一つの学校で5人に対してばらばらにやっていったときに、どうなるかというのはちょっと分からないので、そこあたり辺は今後、検討していかなければいけないなと思っています。

それから、不登校の子供に対してのオンラインとかもやり始めているんですけども、それはどちらかというところ、その授業とかではなくて、その子がここを勉強したいとか、ここが分からないんだというものに対するやり取りをしながら、その子の学びの充実を図っていくというので、決められたものを積み重ねていくという形でない、個別最適な形をやっぴりオンラインではやっていかなければいけないところは大きいかなと思っています。

○議長（伊藤順男） 6番松本学さん。

○6番（松本学） ありがとうございます。

I C T先進地として、ほかのまちがまだやっていないことに挑戦しているのが、やはり由利本荘市なのかなと思いますし、それがひとつ由利本荘市民の、うちのまちはそこがすごいんだよというところでもあると思いますので、ぜひ研究を重ねていただいて、子供たちがよりよい環境で勉強できるものをなるべく早くできるようにしていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、大項目2の（2）学童での給食、弁当システムについて、先ほど市長の答弁の中で、要は給食センターではちょっと難しいと、事業者のほうの場合も調査をしたりする必要があると、今のところ立案はないということでしたが、この調査というのは実際にはされたというか、例えば、そういった事業者とコンタクトを取って、どういうふうならやれるのかというような話合いがあったのかどうか教えてください。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 健康福祉部長より答弁させます。

○議長（伊藤順男） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

まだ、そのあたりの調査というところまでは至っておりません。

ただ、今年度、一つの学童保育のほうで試験的にといますか、保護者からの要望に応えまして、弁当の提供をした学童がございますので、そちらのほうでやってみての問題点とか、そういったところを今後聞き取りまして、検討に当たっての参考にしていきたいなというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤順男） 6番松本学さん。

○6番（松本学） ありがとうございます。ぜひ、これは子供のためというよりも、やはり由利本荘市で子育てがしやすくなっているのかという基準の一つになるのかなと。

学童に通うときに、ほかのまちだと弁当を用意しなければいけないけれども、由利本荘市だと弁当のシステムがあるというのは魅力の一つになると思いますので、ぜひ研究を重ねていただいて、可能であれば実施していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、大項目2の（3）市内の子育てサークル、団体、子育て応援イベントに対する市の応援体制、連携体制はですけれども、質問の中でも申しましたけれども、深い知見を持っていらっしゃる方々が、やはりやる気があってももちろんやっている方ですし、実際に不登校のお子さんを持つ親御さんがその団体を企画していたり、非常にその問題に対しての深い知見を持っていらっしゃいますので、ぜひ何か、市の現状とかを一緒に話し合うような場というか、例えばそういった人たちを招集して、年に一度でも何か会議があるような、そういったものはあるのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 詳細については部長より答弁させますが、先ほど私、答えたとおりに、年に一度、子育てサークル等の皆さんとの協議会というのは開催をさせていただいております。

○議長（伊藤順男） 小松健康福祉部長。





しかし、今回の災害では、一例をとると、岩城総合支所の正門のすぐ東側の市道鶴潟運動公園線が、のり面崩落となり通行止めとなる箇所も出てきております。この場所は、サンスポーツランド岩城野球場や、岩城パークゴルフ場に続く道路であり、通行量が多い市道であります。

このように、県の調査でも指定されなかった箇所の災害が発生しております。冊子の避難時の心得を見ますと、「色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地や崖のそばなどにお住まいの方は、市からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください」と記載がありました。この「色が」というのは、ハザードマップにという意味でございます。

しかしながら、各家庭において、わが家の防災マニュアルを意識的に活用いただくためには、情報の更新が必要だと思います。秋田県との連携が多い部分ですが、今回の大雨で被災した箇所で今後も危険箇所と見込まれるところについては、冊子の情報を補う意味合いから、市のホームページ上に掲載するなどの工夫が必要と思いますが、当局の考えをお伺いします。

大項目1、中項目(2) わが家の防災マニュアルの活用方法について。

中項目(1) でも出しましたが、わが家の防災マニュアルの活用は、市民を日頃より、災害から守る有効な手段であります。この冊子の配布後、市民にどう活用されているのか把握されておりますでしょうか。

また、市では、自治会や地域のコミュニティー活動の集団で構成される自主防災組織を支援し、自主防災組織活動促進支援補助金の活用や自主防災アドバイザーの無料派遣を行っています。

毎年、市総合防災訓練が各地域持ち回りで開催されます。つい先日も、9月2日の土曜日でしたが、東由利地域を会場に市防災訓練がありました。また、各自主防災組織ごとに避難訓練が行われます。その活動での活用や、日頃から意識的にこの冊子の活用を促したほうがよいと思いますが、どのようにアプローチされているのかお伺いいたします。

大項目2、指定管理制度における選定期の見直しについて、質問いたします。

指定管理者の選定から決定、開始までの期間についてお伺いいたします。本市では、指定管理者制度で運営する3施設、道の駅岩城、大内総合交流ターミナルぼぼろっこ、黄桜温泉湯楽里の指定管理者を選定し、今年4月より5年間の契約期間でスタートさせました。

その中で唯一、新たな指定管理者となった秋田ノーザンハピネッツ社が、道の駅岩城の管理をスタートさせました。私から申し述べるまでもなく、この件については、当事者である行政関係者はもとより、多くの市民や関係者のいろいろな立場の方の思いが交錯した出来事でした。秋田のプロバスケットボールチームが運営するという話題から、4月28日のリニューアルオープンセレモニーには報道陣が多数詰めかけ、アキタウミヨコとして全県に広まったところ です。

現在は、順調に来訪者数が伸びており、7月27日の秋田魁新報の紙面では、4月28日から5月末までの来場者数は7万7,932人で、コロナ禍前の2019年度と比べて3万人以上増えたと、秋田ノーザンハピネッツ社の社長の講演記事が掲載されておりました。



海沿いに立地し、秋田市からも近く、温泉やキャンプ場もあるため、集客力をより高められる可能性があると感じるとのコメントから、ふだん慣れ親しんでいる市民以外の方からもそういう視点で、そのよさを理解していただけたところに感謝しながら、私自身も積極的に利用しながら見守っていこうと考えているところです。

ところで、今回の指定管理者の決定からオープンまでの流れを見ますと、3か月間という時間が私自身は少な過ぎたと感じております。同一団体が管理を引き継ぐ場合はまだしも、今回の指定管理者が交代となった場合には多くの混乱が生じたとは私は考えております。

遡りますと公募締切りが令和4年9月20日。10月11日、14日に選定委員会の開催。12月議会において指定管理者の指定議案を議決。令和5年4月、指定管理者による管理開始というのが、今回のスケジュールであったわけですが、その間、旧指定管理者の解散という特殊事情もあり、道の駅にとっては、新旧ともに大変短い時間で引継ぎせざるを得なかったと考えます。十分な時間を与えられずに、お互いの立場で交渉しなければならない。しっかりと相手と意思疎通をし、同意を得られないまま、時間が進んだものと感じられます。

そこで、双方において無理のない期間設定が必要でないかと思うのです。指定管理期間は5年間ではありますが、次回の公募締切りをもう少し余裕の持った時期として、管理者が交代する場合も想定し、十分な準備期間を設けることができませんでしょうか。今回の場合は実質3か月、お互いに焦りが走り、よいものも生み出せません。思いは同じ、よいものを生み出そうと試みる同士の焦りが伝わってきた時間でした。

次回、本市の施設の指定管理期間満了は、1年半後の令和7年3月31日に1施設。2年半後の令和8年3月31日に3施設と続きます。

今回の指定管理者公募から決定、管理開始までの市としての流れの総括と、今後の指定管理者決定のプロセスまでの考え方について、当局の考え方をお伺いいたします。

大項目3、スポーツ立市における公共施設の維持管理について、(1)本荘プールの在り方について、質問いたします。

本荘プールは、現在、本荘南中学校に隣接しており、昭和49年5月に建設され、来年には50年を迎えようとしております。建設当時より、50メートルプール、25メートルプール、幼児用プールをそれぞれ用意され、また、中央入り口、更衣室の屋上部分は、当時は大会開催時には、大会を一望可能な本部を設置できるなど、モダンな造りとなっております。このプールでは昭和50年代から平成末にかけて、本荘由利地区の郡市水泳大会が開催されるなど多くの利用がありました。

近年では、鶴舞小学校の学校用プールとしての利用、また、県内の屋外プールでは唯一の公認の50メートルプールが完備されていることから、一般開放、高校生の競技や民間のスイミングスクールの指導の場として利用されてきました。

50メートルプールは定期的な修繕により、日本水泳連盟の公認資格を保持し、昨年からは2027年までの向こう5年間の公認認定を受けております。ただし、近年老朽化が進んでおり、プール槽のひび割れのほか、プールサイドや外構フェンスの破損、水道管の経年劣化等、足を運べば一般開放プールとは言えない状況であります。私は、既に一般開放すべき状況ではなくなっていると感じております。

今年直前になり、25メートルプール、幼児用プールは、ろ過器の故障によりシーズン直前に中止。鶴舞小学校の授業利用も停止となり、一般開放を見送ったと聞いております。特に表立った告知はないように見受けられましたが、一般開放する公共プールとして、一般市民や関係団体への告知はどのようにされたのでしょうか。お伺いいたします。

大項目3、中項目(2)本荘プールと遊泳館の統合の検討は。

一方で、大手門温水プール遊泳館は、平成14年11月に建設、21年が過ぎようとしております。市民の憩いの場である本荘公園内に位置し、屋内25メートルプール、リラクゼーションプールや歩行用プール、子供用プールが設置されていることから、年齢層を問わず多くの市民の利用があるプールであります。その遊泳館も老朽化に伴い、度重なる機械設備の修繕、屋内天井板や天窓ガラスの取替え等、多くの修繕費用がかかっているのが事実です。

平成28年にスポーツ振興まちづくり条例が策定されたあたりの利用者数を見ますと、本荘プールでは年間約300人程度、遊泳館約4万人の年間の利用実績から屋内外の違いがあるにせよ、圧倒的に遊泳館の利用実績があります。小学校から一般までの記録会の開催や、歩行用プールによる中高年の健康づくり等による根強い利用者で支えられております。一方で、遊泳館の25メートルプールでは、公式記録は取れないと伺っております。

本荘プールを授業利用してきた鶴舞小学校の学区再編による移転の方向性も決まり、利用者の環境が変わりつつあります。今後、それぞれのプールを修繕するよりは、プール機能を集約し、建て替えや増設するなどの検討が必要でないかと考えますが、いかがでしょうか。

現在、公共施設等総合管理計画では、既に平成29年から向こう20年間の各施設の方針案が示されておりますが、現在の状況を見ながら柔軟に検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。当局の考えをお伺いいたします。

大項目4、鉄道との連携強化について、中項目(1)JR東日本が示した地方鉄道路線存廃議論について、質問いたします。

JR東日本は、昨年11月に1キロメートル当たりの1日平均乗車数の2,000人未満の路線を公表いたしました。36路線72区間が該当し、その中には、羽越本線の羽後本荘駅から酒田駅間が含まれておりました。

また、同時に赤字額も公表し、35路線66区間の中で、2021年度は約679億円とのことでありました。この公表は、市や市民が常日頃、JR線は利用ができて当たり前と感じていることを、改めて考え直させられる内容であろうと思います。JRは、利用者を確保できないと運行できませんよと私には感じてしまうのです。羽後本荘駅からの秋田駅方面に関しては、朝夕、通勤通学客で利用者が確保できていることから、問題がないとは思いますが、にかほ市から本荘方面への通学客を考えるに、非常に影響があります。

本市においては、由利高原鉄道利用促進が当面の課題であります。路線接続となる由利高原鉄道にも影響が出る問題と捉えております。

今年10月には、国が調整役を担う再構築協議会を設け、経営難の地方鉄道路線をめぐる存廃について議論する制度が始まります。この協議は、事業者もしくは自治体の要請

を受け、国が協議会の設置を決めるようです。特に深刻な1,000人未満の区間を優先し、話合いが促されるとのことです。羽後本荘駅から酒田駅間が723人と該当することから、早期に声がかかるものと想定されます。この件は、本市の観光政策にも非常に影響を与えると考えています。本市は鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会に加盟し、にかほ市、山形県遊佐町、酒田市で3市1町体制の広域連携で事業展開をしておりますが、今回の該当路線は関係する全ての自治体に密接に関係しており、それぞれのJRを利用する観光客の玄関口にもなっております。協議が該当する自治体にとっては、今後が心配されるデリケートな問題と位置づけられます。

現在、市はこの問題をどのように捉え、対応されているのかお伺いいたします。

大項目4、中項目(2)鉄道沿線を意識したイベント展開の考えはについてお伺いします。

本市は、JR線や由利高原鉄道をもっと意識的に利活用しなければならないのではないかと感じております。ないものねだりするのではなく、今あるものを見直し、大事に活用し、盛り上げていくことが大切と考えます。

私はもとより、電車を利用することを意識して生活をしてまいりました。車社会を全否定するものではありませんが、地域社会はバランス感覚が必要と考えています。

なぜならば、電車を利用すれば、他の乗車客の姿から今の世相や流行を感じることができます。また、季節の移り変わりを知ることができます。歩くことで、意識せずに健康的な習慣をつけることもできます。現在のガソリン価格の急激な上昇が報道されておりますが、そのような際には、電車も併用して利用することで、自分で購入するガソリン代の節約も講じることができるのではないかと考えています。

コロナウイルス5類移行後は、首都圏に向かうことも多くなりましたが、改めてそこで感じることは、駅を中心に社会・経済活動が展開されていることであります。それはJR線にとどまらず、地下鉄を含む私鉄全体であります。鉄道会社は、自らの鉄道事業により沿線を開発し、その沿線上に新たな住宅地や商業施設を独自開発していきます。日本の人口の約1割以上に当たる1,400万人を抱える首都圏だけができるものと諦められないのが、私の気持ちであります。

本市において、由利高原鉄道の利用者促進が目下の課題となっておりますが、この課題を含め、JR線利用も視野に入れた取組が必要でないかと考えます。

基本となるところは通勤通学客の利用であります。官民両方のイベントと並行した取組であります。本市関連では、かつてJRが2013年10月から12月に秋田デスティネーションキャンペーン、2021年4月から9月には東北デスティネーションキャンペーンが開催され、多くの訪問客を受け入れました。

そのような大規模なイベントでなくとも、市内沿線上で行われる市行事を意識的に連携させる取組が必要でないかと思えます。コロナ禍以前からの流れとして、日本海洋上花火大会や矢島冬まつり、蔵開き等が、訪問客にJRや由利高原鉄道を利用させていただく取組ではないかと思えますが、もう一押し、何か企画が必要でないかと思えます。今後、道の駅岩城や大内のぼぼろっこ、にかほ市で行われるイベント等との連携等、そんな視点で集客をしていく取組が必要だと思えます。

この件について、当局の考えをお尋ねいたします。

大項目5、公営住宅の学生向けの規制緩和を。

本市では、向こう10年間にわたり、大事業が進められております。令和14年度完成予定の鳥海ダム、また、令和12年度運転開始予定の洋上風力発電、そして、送配電設備の容量不足を補う東北電力による50万ボルトの出羽幹線新設工事であります。

そのために、多くの関係者が本市に入って生活をしている状況でございますが、そこで発生しているのが、慢性的なアパート供給不足であります。

県立大学本荘キャンパスには、毎年多くの学生を受け入れており、今年も252名の学生が入学しております。本年の秋田魁新報の紙面でも、学生がアパート入居の際に市内に確保ができず、秋田市から通学している一例も報じられております。このことを考えると、本市にとっては、非常に残念な状況と考えます。

人口減少社会において、若者の力は地域の元気の源であります。本市で実際に生活をしていただき、人的交流、自然や文化に触れて学生生活を満喫してほしいと思います。また、全国から集まってくる学生からは、他の地域の文化や視点で、本市に新たな風を吹き込んでいただきたいと思います。川は絶えず流れるからこそ、きれいな水を維持できるのであって、人もたゆまなく受け入れる環境整備が必要だと考えています。

民間アパートについては、事業者が需要と供給のバランスを考え整備いたしますが、建設資材の高騰などの外的要因を考えると、短期的な対応は難しいと思います。

そこで私は、公営住宅入居条件の特例によって、この大規模なプロジェクトが落ち着くまでの期間に限定して、学生に対する公営住宅入居が認められないものかお伺いいたします。

本市の市営住宅は、大きく4種類あります。公営住宅、特定公共賃貸住宅、コミュニティ住宅、公共住宅と、住宅の目的や入居条件に違いがあります。それぞれの制度により運営されているわけです。居住までには、退出された物件に対して修繕が行われ、その後、公募による募集が行われます。そして、申込みから審査までのその後、入居となるわけです。

制度としては、よく理解しているつもりではありますが、市を取り巻く状況に特例が欲しいのです。学生に公営住宅を賃貸住宅またはシェアハウスとして貸し出し、友人や他人と共同生活をしてもらうことはいかがでしょうか。

例えば、岩城地域亀田地区には70戸前後の市営住宅があり、空き室も見られます。秋田県立大学へは、車で松ヶ崎亀田インターチェンジを利用すると、車で20分足らずで通学することが可能です。そこに住んでもらうことで、落ち着いた住環境で勉学に励んでいただきたいと思います。また、若者が住めば、その周辺に活気が生まれます。

新型コロナウイルスの5類感染症移行後、地域のお祭りやイベントの開催が戻りつつある今、そこに学生が参加していただくことで交流が生まれると思います。また、その土地の歴史や文化に触れ合うことができます。そこには、多くの皆さんの笑顔が生まれると思います。

公営住宅の入居には、入居者の所得に応じた家賃の積算方法がありますが、今回は、民間アパート等を参考に、広さから家賃設定を行い、個人やシェアハウスとして貸し出す。

令和4年12月に、市奨学金返還助成制度について質問させていただきました。それと同様にこれは、未来ある学生が将来に不安なく今の生活を満喫してほしい願いからであ

ります。以上のことから、検討の余地は十分にあるかと思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

以上、大項目5点について、質問させていただきます。御答弁よろしくお願ひいたします。

【12番（堀井新太郎議員）質問席へ】

○議長（伊藤順男） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、堀井新太郎議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、災害対策の細やかな見直しをの（1）災害危険区域の更新についてにお答えいたします。

市が令和2年度に策定した、わが家の防災マニュアルについては、地震、津波、洪水、土砂災害などの災害から、市民の皆様の生命、身体、財産を守るため、災害の発生するおそれのある地域を明らかにするとともに、日頃から災害に対する意識を高め、災害発生時には自主的な避難ができるよう、関係法令や市の地域防災計画を踏まえ作成し、広く周知しているものであります。

マニュアルでは、本市全域を対象にハザードマップを掲載しており、市民の皆様に災害のリスクの高い地域をお示しし、日頃の備えとして活用していただくことをお願いしてまいりました。

しかしながら、表示のない地域が十分に安全性を有し、災害のリスクのないところであると誤解されるおそれがあることから、様々な機会を捉え、表示がないからといって安全とは限らず、例えば大雨の場合には、家屋の周辺の状況に気を配りながら、ふだんの様子とは異なる現象が発生した場合には直ちに避難するなど、十分に留意されますよう注意喚起を図ってきたところであります。

御指摘の土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域については、県が災害の発生状況等を勘案の上、適宜見直しながら指定を行ってきており、今回の大雨で被災した箇所につきましても、今後県において検討されるものと考えております。

今後とも、市民生活の安全・安心の確保に向けて、ハザードマップを活用するとともに、それに載らない身近なエリアの安全性についても十分注視して、自らの安全を確保していただくよう市民に周知してまいります。

次に、（2）わが家の防災マニュアルの活用方法についてに、お答えいたします。

わが家の防災マニュアルの市民の活用状況についてであります。このマニュアルは、ハザードマップに関する情報を明記したマップ編と、災害に関する基礎知識や災害発生時の心構え・留意点を示した情報・学習編で構成し、日頃の防災知識の習得や、災害時の避難場所の確認など、災害に関わる様々な場面においても活用できるよう作成されたものとなっており、各家庭では、わが家の防災メモの作成等を通じた防災意識の向上など、幅広く活用されているものと認識しております。

市の総合防災訓練や、自主防災組織の避難訓練については、マニュアルを踏まえて、その内容を決定しており、訓練の計画段階から、防災の基本的な考え方である自助・共助を踏まえながら、マニュアルに記載された心構えや留意事項を、現場で実践するということに主眼が置かれたものとなっております。

今後とも、マニュアルが広く活用されるよう努めてまいります。例えば、町内会などに職員が出向き行っている説明についても、研修を重ねることにより、より理解が深まることから、自主防災組織と連携を図るとともに、宅配講座や防災訓練への職員派遣などを通して、地域防災力の向上と市民一人一人の防災意識の高揚に向け、さらに力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2、指定管理制度における選定期の見直しについて、お答えいたします。

指定管理者制度は、地方自治法により、公の施設の管理運営を民間事業者に委ねることができるとするもので、本市では、平成18年度以降、制度の導入を順次進めてきており、今年度は、174施設を指定管理者に委託しております。

市では、指定管理者制度を活用するに当たり、基本的な考え方を示すとともに、制度の適正な運用を図り、公の施設の設置目的を効果的かつ効率的に果たすため、標準的な手続等を定めた、指定管理者制度導入・運用に係るガイドラインを、令和3年度に策定いたしました。

ガイドラインは、指定管理者として応募を希望する民間企業等の団体に、あらかじめ市の方針を示すため、市ホームページなどを通して公開しております。

本市の指定管理者の更新スケジュールにつきましては、県や他市町村と同様の対応としており、一般的には、公募や選定、議決までの実施時期やプロセスに大きな問題はないと考えております。

しかしながら、このたびの道の駅岩城につきましては、4月のオープンに間に合ったとはいえ、多くのテナント事業者を抱え、調整に時間を要した面があったことも否めないことから、今後の指定に当たっては、施設の特異性などを十分に踏まえながら、支障が生じることのないよう、柔軟に対応してまいります。

市といたしましては、今後もガイドラインに沿って指定管理者の選定を進め、公の施設が効果的かつ効率的に運営されるよう指定管理者と連携を密にして、住民サービスの向上を図ってまいります。

次に、3、スポーツ立市における公共施設の維持管理についての（1）本荘プールの在り方についてと、（2）本荘プールと遊泳館の統合の検討については関連がありますので、一括してお答えいたします。

本荘プールにつきましては、県内でも数少ない50メートルプールを有する施設として、長年競技の練習や大会の会場として使用されてきたほか、隣接する鶴舞小学校の授業や一般への開放など、幅広く利用されてまいりました。

基本的に、50メートルプールについては競技関係者向けの団体利用とし、また25メートル・幼児用プールについては鶴舞小学校の授業や一般利用というすみ分けで使用されてきております。

今年も、例年どおり開設の準備を進めておりましたが、開設直前の7月14日になって突如、ろ過器1基が故障し、調査したところ、復旧には日数を要することが判明したことから、残念ながら今シーズンは、50メートルプール以外のプールの使用を中止することとしたものであります。

使用中止の告知につきましては、利用者の多くが鶴舞小学校をはじめとする小学生であることから、鶴舞小学校と市内小学校への連絡及び市ホームページへの掲載を通して

市民へ周知したところであります。

また、遊泳館につきましては、令和4年度には3万9,904人が利用しており、1年を通して泳ぐことのできるプールとして、広く市民から愛されております。

一方で、公認プールではなく、公式記録が認められないことは御指摘のとおりであります。今後の鶴舞小学校の学区再編に伴う本荘プール利用者の減少も含め、本荘プールと遊泳館の今後の在り方については、大きな課題であると認識をしております。

以前のスポーツ施設関連の御質問にもお答えいたしましたとおり、多くの施設の老朽化が進行する中であって、その維持には多額の経費が見込まれることから、建て替えや大規模改修については、ほかのスポーツ施設の状況や財政計画との調整を図りながら、整備の方向性などについて検討してまいります。

次に、4、鉄道との連携強化について、(1) JR東日本が示した地方鉄道路線存廃議論については、お答えいたします。

JR東日本では、利用者の少ない線区の経営情報の開示について、その趣旨を「地域の方々に現状を御理解いただくとともに、持続可能な交通体系について建設的な議論をさせていただくため」としており、開示された線区全てが存廃議論の対象となるものではないと認識をしております。

また、国土交通省が進めるローカル鉄道の再構築事業においても、「鉄道廃線・バス転換を意図するものではなく、赤字を理由とした廃線は容認されるものではない」、「国としては、鉄道は地域にとって貴重な公共財産と考えており、関係者の連携により活用されることを望んでいる」とされており、現時点で、同区間に係る再構築協議会の設置については、市として、もとより考えてはならず、また、鉄道事業者においても、そうした動きはありません。

仮に、再構築協議会が設置された場合でも、直ちに存廃の議論がされるものではなく、むしろ、沿線地域において路線の維持・活性化に関する議論や取組が進むものと考えております。

いずれにいたしましても、私が会長を務めます羽越新幹線整備促進秋田地区期成同盟会では、来月要望活動を行う予定でありますので、このことについて、沿線地域の意向を十分に尊重するよう、秋田市及びにかほ市とともに、地域の総意として国へ要望してまいります。

次に、(2) 鉄道沿線を意識したイベント展開の考えはについてお答えいたします。

本市の主要な交通ネットワークであるJR羽越本線と鳥海山ろく線は、主に通勤、通学、通院など、地域の生活の足としての役割を果たしてまいりましたが、利用者数の減少が続く中、観光分野での利用促進がますます重要となっております。

堀井議員御指摘のとおり、市では、JR東日本や秋田県と連携し、各種観光キャンペーンを展開しながら観光誘客を図ってきており、秋田や酒田方面からJR線を経由し、鳥海山ろく線を御利用いただくことで、市内の観光スポットを巡る方々も多くおられます。

また、JR東日本や由利高原鉄道と協力し、季節に応じた地域の魅力を楽しんでいただく無料のウォーキングイベント、JR東日本、駅からハイキングとして、羽後本荘駅や矢島駅を起点としたコースを設定しているほか、酒蔵開放や、おぼこ特産品まつり、

由利本荘ひな街道などの地域イベントに合わせた旅行商品を企画し、秋田市方面から多くのお客様にお越しいただいていることから、今後も沿線各駅にポスターを掲出いただき、旅行機運の醸成や観光需要の喚起に努めてまいります。

また、7月に道の駅岩城で開催された日本海洋上花火大会には、多くの方々にお越しいただき好評だったことから、来年度の更なる誘客に向けて、多くの利用が見込まれる時間帯において、JR羽越本線の定期列車に増結等が可能か、JR東日本へ検討いただくようお願いしてまいります。

今後も引き続き、JR東日本及び由利高原鉄道並びに秋田県との緊密な協力体制を築きながら、鉄道を活用した誘客の強化に全力を注いでまいります。

次に、5、公営住宅の学生向けの規制緩和をについてお答えいたします。

御質問のとおり、本市では大規模事業の進展に伴い、民間アパートの供給不足の状況にあると認識しております。

しかしながら、公営住宅等は住宅に困窮する低所得者などを対象としたセーフティネット施設であり、公営住宅法等の関係法令に基づき運用しているところです。

御提案の特例的に学生向けアパートやシェアハウスとして提供することは、補助金適正化法における目的外使用に当たることから、補助金返還や起債の繰上償還をしなければならぬ事態となるため、極めて困難でありますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（伊藤順男） 12番堀井新太郎さん、再質問ありませんか。

○12番（堀井新太郎） 丁寧な御答弁、大変ありがとうございました。

そうすれば、何点か再質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

大項目1、災害対策の細やかな見直しを、中項目（2）わが家の防災マニュアルの活用方法についてでございます。

先ほど市長から、地域の各自主防災組織の活動においても、十分にこの情報を周知されていくということでもございました。私自身、先ほども述べさせていただきましたけども、その冊子をいま一度見ますと、本当に細かく、役に立つというか、凝縮されたいい冊子であると思っております。

先ほど、どのように活用、把握されておりますでしょうかという質問をさせていただきましたけども、市民の方で、ちょっともらった記憶もないという方も中にはいらっしゃいました。非常に残念であるなと思っておりますけども。

いかなるものでも、ただ配布されただけであれば、時間が過ぎてしまえば、どこにやったか分からないとか、こんなもの、あれ、もらったんだっけということになってしまいます。

先ほど私は、細やかな見直しということで、追記するような、また、何か更新するような手だてもお願いしたいということでもございましたけども、その防災マニュアル、ぜひ、その冊子を持ってきていただくような形で防災教室をやっていただきたいと思いますと考えております。

私は北部地域に住んでおりますけども、図書館で、私の住む地域外の南部地域のは頂いておりましたけども、その冊子の予備的なものはあるのでしょうか。あるのであれば



ば、今後の防災教室等で活用していただきたいと思いますけども、その辺のところ、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問で、予備的なもの等々については総務部長から答弁させますが、堀井議員おっしゃるとおり、せっかくあるマニュアルですので、広く利用していただきたいという思いがあります。

昨今、先般の7月の大雨等々もあつたり、避難をお願いしたり、災害というのが身近なものとして、最近多いこともあつて、そういった災害に対するいろんな危機意識を市民の皆さんが、今まで以上にお持ちになられてきているなど私も感じています。

私も市民の皆さんといろいろとお会いしたり、お話しする機会というのは多々ありますので、機会を捉えて、このわが家の防災マニュアル等々をしっかりと活用していただくことは、この後、また今まで以上に話をしていきたいと思っています。

○議長（伊藤順男） 小川総務部長。

○総務部長（小川裕之） ただいまの再質問にお答えいたします。

わが家の防災マニュアルですが、これは令和2年に4万部作っているんですね。市内が全部で3万世帯ありまして、全戸配布しましたので、まだ余裕はある状況でございます。

この後、いろんな町内での勉強会ですとか、説明会、そういったものに活用するか、いろんな方法を考えて周知していきたいというふうに思いますが、ただ、目立つように結構な大きさで作ったつもりでして、皆さんがお持ちで毎日見いただいていると思っていたもんですから、なくした方もいるということで、非常に残念に思っているところでございます。

○議長（伊藤順男） 12番堀井新太郎さん。

○12番（堀井新太郎） 前向きな御答弁ありがとうございます。

A3型の縦で、黄色で非常に見やすく、あと、本当に目立って字も大きいと、非常にどの世代にも読みやすいと。特に高齢世帯も増えてきておりますので、やはり、そういう冊子を大事にしながら、行政も寄り添って、この後の防災・減災に取り組んでいただければと思います。ありがとうございます。

では、次にですけども、大項目2、指定管理制度における選定期の見直しについてでございます。

まず、今回の場合は、道の駅岩城ですけど、いろいろなこともあつて、私も近くに住んでいるものですから、いろんなお話が入ってきて、それをうのみにするわけではなく、冷静に聞きながら、いろんなことを考え、今回、質問をさせていただきました。

先ほどの御答弁の中で柔軟に対応していくと、今回の場合も道の駅岩城の中にはテナントも多く抱えておりましたので、いろんな交渉があったかと思いますが、まず、柔軟に対応されていくと、今後ある指定管理者制度の選定期においても、そういうふうな形で取り組まれるということでしたので安心したところです。すみません。これは私の意見となります。

大項目3、中項目（2）の本荘プールと遊泳館の統合の検討は。

先ほど質問をさせていただきましたけども、先ほど、多くの施設を抱える中で、財政

計画を見て、今後、修繕等を検討していくと、考えていくということでありましたので、私もその状況についてはよく理解しているつもりであります。

ただ、前回、前々回と各施設の修繕についての一般質問もございまして、非常にそれを進めていくには、やっぱり優先順位をつけてやっていかなくちゃいけないということは非常に理解はできるんですけども、やはり、その施設の特性をきちっと理解した上で、柔軟にその改築時期や建設時期を考えていただきたいと思います。

遊泳館の25メートルプールは、深さが十分に確保できずに飛び込みができないということもありまして、公認記録も取れないというふうになっております。

一方、本荘プールの50メートルプール、飛び込みができて競技ができると、ただし、今回は一般開放ではなくて、高校生やスイミングスクール等に限定して貸し出していることがあります。

互いの特性を踏まえて維持・保守を今後進めていくという考え方で捉えてよろしいのでしょうか。再質問いたします。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

今、堀井新太郎議員もおっしゃるとおり、もしかしたら私よりも詳しいかも分かりませんが、スポーツ施設の数は大変多くありまして、今おっしゃったとおり、先ほども答弁をいたしましたけども、今後の維持管理であったり、いろいろな考え方について、ほかのスポーツ施設の状況ですとか、財政計画との調整等々を図りながら、整備の方向性等々について検討をしていくということとなろうかと思っております。

○議長（伊藤順男） 12番堀井新太郎さん。

○12番（堀井新太郎） 大変ありがとうございました。

本荘プールは来年で約50年、建設して半世紀です。一方、遊泳館は平成14年11月建設ですから21年と。建築年数からすれば、まず半分以下と。まだ、遊泳館については20年過ぎようとしているだけですけども、やはり水回りの多い施設というのは修繕費用が掛かり増しになる傾向があるかと思っております。まず、状況を見ながら柔軟に対応して、計画に反映していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

大項目5、公営住宅の学生向けの規制緩和をについて先ほど質問をさせていただきました。私も冊子を頂きながら、市営住宅を借りるためにはという、4種類、住宅の制度ありますけども、それをちょっと見たんですけど、やはり低所得者向けであったり、区画整理のために、いつときその土地を離れなくちゃいけない方のための目的ごとの住宅制度でありましたので、重々理解したつもりです。

先ほど御答弁の中で、そういう制度があるので、あくまでも、本来必要とされる人、低所得者向けの住宅であれば、そういう方々は入居できなくなるのではないかという懸念もありますし、また、目的外使用によって国に返還せざるを得ないという状況もあるので御理解いただきたいということではありますけども、私が以前、新聞で見た中で全国的には、公営住宅に限ってでありましたけども、全国各地で札幌市ほか6か所で、条件付で学生に対して規制緩和をしている自治体もあるという記事も見ております。

緩和して入居できる学生の条件として、その地域の自治会に所属し、雪かきですとか、そういう活動について参加していただくとか、あとは介護者、介護業者に対して

貸出しをして、有効に活用するという事案も紹介されておりました。

一緒くたにまず駄目ではなくて、一旦、県を通して国に聞いてもらうですか、そのような考え方というものは今後ないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（伊藤順男） 湊市長。

○市長（湊貴信） 先ほど答弁したのはそのとおりでありまして、補助金の返還ですか、繰上償還等々、逆に言うるとすれば使えるということになると思うんですが、そうしたことをする、しないというあたりの判断として、まず、かなり厳しいなといったような答弁をさせていただきました。

ただいま堀井新太郎議員のおっしゃることについて、建設部長より答弁させます。

○議長（伊藤順男） 五十嵐建設部長。

○建設部長（五十嵐保） ただいまの再質問についてお答えいたします。

先ほど堀井議員がおっしゃったとおり、事例としては全国で何か所かありますが、それは鉄筋コンクリート型の集合住宅の上の階、4階、5階とかという空き家のスペースで、若者がいて、高齢者がそこに住みにくいので、じゃあ、自治会に加入して、地域の暮らしづくりに協力しながらやっていくという計画を国土交通省へ出して、認められて学生が住んでいるという場合がございます。

ただ、本市においては、ほとんどが戸建てで、立地の居住環境や、そういう環境等異なるものですから、同様の国の承認を得ることは困難であるだろうという形で判断しているため、現状では住宅困窮者対策といった原則的な使用にとどめさせていただいておりますので、御理解をお願いします。

○議長（伊藤順男） 12番堀井新太郎さん。

○12番（堀井新太郎） 御答弁ありがとうございます。

当初の御答弁では、非常に厳しいということではありました。

今、建設部長からお話しいただいて、私も今、調べながらでしたけども、建設部としても確認されていて、場合によっては特例もあり得るということで理解できました。

昨今、市内の公営住宅については解体される物件もかなり多く見受けられます。維持管理について市が負担を担うわけですから、必要に応じて解体は納得せざるを得ないところもありますけども、やはり、この由利本荘市が今後10年間の慢性的なアパート供給不足が見込まれるとすれば、最初から駄目なのではなく、積極的にその特例を認めてもらうようなそういう働きかけをぜひしていただきたいと思います。これは私の意見です。

それでは、これをもちまして、私の一般質問、終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤順男） 以上で、12番堀井新太郎さんの一般質問を終了します。

---

○議長（伊藤順男） 以上で、本日の日程は終了しました。

明7日、午前9時30分より引き続き一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

大変御苦労さまでした。

午後 3時29分 散 会